

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度
	中期目標期間	平成 29～令和 2 年度（第三期中期目標期間）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		国土交通大臣	
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	総務課民間事業支援調整室 室長 後沢 彰宏
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基
主務大臣		財務大臣	
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課 課長 廣光 俊昭
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 渡部 保寿

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の評価等に係る外部有識者として、下記 5 名に意見聴取を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <機構の評価等に係る外部有識者（敬称略。五十音順。）> <ul style="list-style-type: none"> 角 紀代恵 立教大学法学部教授 川口 有一郎 早稲田大学大学院経営管理研究科教授 中村 里佳 公認会計士 村本 孜 成城大学名誉教授 家森 信善 神戸大学経済経営研究所教授 ・意見聴取の方法としては、以下の 2 種類を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①事前ヒアリング（令和元年 6 月 7 日（金）～14 日（金）） <ul style="list-style-type: none"> ヒアリング形式で実施。各外部有識者より個別に、機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。 ②外部有識者会議（令和元年 6 月 21 日（金）） <ul style="list-style-type: none"> 会議形式で実施。外部有識者に参集いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。 ・上記①、②については、本資料において主な外部有識者意見を記載するとともに、その意見聴取概要を国土交通省のホームページにおいて公表することにより透明性の確保を図っている。 <p>(2) 理事長ヒアリング（令和元年 6 月 21 日（金））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記外部有識者会議の場において、加藤利男機構理事長より、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 <p>(3) 監事意見聴取（令和元年 6 月 18 日（火））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構監事 3 名（齊藤 隆弘、船越 恵子及び中山 峰孝。敬称略。）より、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 第三期中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		B			
評価に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評価が「B」評価であること、及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。</p> <p>【項目別評価の算術平均】 $(A 4 点 \times 1 項目 + B 3 点 \times 4 項目 + B 3 点 \times 1 項目 \times 2) \div (6 項目 + 1 項目) = 3.14 \dots$ ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。</p> <p>※算定に当たっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い1項目(項目別評価総括表、項目別評価調書参照)については加重を2倍としている。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全6項目のうち1項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、5項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府北部地震や平成 30 年 7 月豪雨など、平成 30 年度は災害が多発したが、地方公共団体や被災者のニーズに応じて迅速に対応した。また、地域連携についても、地方公共団体ごとに制度が異なる中で、関係機関や業者を結びつける役割を果たした。こうした機構の強みを、今後も政策実施機関として発揮していく必要がある。 ・フラット 35 の投資目的利用については現在調査中であるが、事実解明と再発防止に努めていく必要がある。 ・委託金融機関等でフラット 35 に係る不適正な融資事案が発生したが、制度の見直しやその厳格な運用を通じ、委託先との関係構築を一層進める必要がある。
その他特記事項	<p>外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度は震災や水害などの大規模な災害への対応及び高経年マンションの課題への対応を通じて、本機構の役割がより明確になった。

- ・多数の自治体で多様な災害の対応を求められた1年であったが、機構が蓄積したノウハウを活用し、迅速に対応したことは特に評価される。
- ・一部の定量目標が未達ではあるものの、ほとんどの定量目標は十分なレベルで達成している。また、多くの指標からも機構の取組が期待通りのレベルで行われていることが読み取れる。
- ・本年度は買取債権及び貸付金の合計残高が機構設立以来初めてプラスに転じ、経営の安定性がさらに強化された。
- ・不適正事案が発生したことも事実であるが、機構全体として迅速な対応をしており、評価として減点は少ない。

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
証券化支援事業	B○	B○重			I-1	
住宅融資保険等事業	A	B			I-2	
住宅資金融通等事業	B	A			I-3	

中期計画（中期目標）	年度評価				項目別 調書No.	備考
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項						
業務運営の効率化に関する事項	B	B			II	
III. 財務内容の改善に関する事項						
財務内容の改善に関する事項	B	B			III	
IV. その他業務運営に関する重要事項						
その他業務運営に関する重要事項	B	B			IV	

※ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。

※ 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付している。

※ 住宅融資保険等事業に係る定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」については、難易度が「高」とされている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：3. 地球環境の保全 施策目標：9. 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（第三期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援事業により支援することは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成30年度）国交省 30-① 平成30年度行政事業レビューシート番号 003

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
定量 目標	フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに25%以上		21%以上	22%以上		
		(実績値)	—	21.9% (平成28年度)	26.3%	27.6%		
		(達成度)	—	—	125.2%	125.5%		
	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに22%以上（可能な限り24%）		18%以上	19%以上		
		(実績値)	—	19.6% (平成28年度)	20.5%	23.5%		
		(達成度)	—	—	113.9%	123.7%		
	フラット35子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結件数（※年度計画のみ）	(計画値)	平成30年度末において累計500件以上		50件以上	累計 500件以上		
		(実績値)	—	—	394件	608件		
		(達成度)	—	—	788.0%	121.6%		
	フラット35子育て支援型申請戸数	(計画値)	中期目標期間中に7,500戸以上		1,500戸以上	2,000戸以上		
		(実績値)	—	—	376戸	855戸		
		(達成度)	—	—	25.1%	42.8%		

標準処理期間（3日）内の処理率	(計画値)	各年度8割以上	—	80.0%以上	80.0%以上		
	(実績値)	—	91.6% (平成28年度)	95.3%	94.4%		
	(達成度)	—	—	119.1%	118.0%		
フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット35（保証型）の取扱金融機関の割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに5機関以上増加し、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上	—	2機関以上	1機関以上		
	(実績値)	—	2機関 0.6% (平成28年度)	2機関 1.2%	1機関 1.5%		
	(達成度)	—	—	100%	100%		
指標	フラット35（買取型）の申請件数	—	139,541件 (平成28年度)	111,936件	101,394件		
	フラット35（リフォーム一体型）の申請件数	—	378件 (平成28年度)	497件	626件		
	フラット35リノベの申請件数	—	51件 (平成28年度)	85件	119件		
	MBSの毎月の発行額	—	1,490億円 ～ 2,529億円 (平成28年度)	1,197億円 ～ 2,408億円	1,129億円 ～ 2,342億円		
	MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド	—	0.38% ～ 0.46% (平成28年度)	0.36% ～ 0.39%	0.35% ～ 0.36%		
	フラット35（保証型）の申請件数	—	5,428件 (平成28年度)	9,048件	13,271件		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額（百万円）	4,735,455	3,824,959		
決算額（百万円）	4,292,929	3,637,113		
経常費用（百万円）	187,884	184,571		
経常利益（百万円）	74,500	81,480		
行政サービス実施コスト（百万円）	△4,993	△15,177		
従事人員数	472	474		

注) 証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	長期固定金利の住宅 資金を全国あまねく安	長期固定金利の住宅 資金を全国あまねく安	長期固定金利の住宅 資金を全国あまねく安	<評価の視点> ・長期固定金利の住	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B	<評価に至った理由> 年度計画等で定めた数値目標について	

<p>定期的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。</p> <p>① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施すること。 （指標） ・フラット35（買取型）の申請件数</p>	<p>定期的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。</p> <p>① 国民が長期固定金利の住宅ローンの利用を希望する際に当該ローンに関する情報にアクセスできるよう住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対するフラット35（買取型）に関する周知活動を行う。 （指標：フラット35（買取型）の申請件数）</p>	<p>定期的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。</p> <p>① 周知活動の対象を次のとおり区分し、各対象に応じた効果的な取組を行う。</p> <p>ア お客さま住宅ローンを検討中のお客さまが、フラット35の商品性等に関する情報にアクセスできるよう、テレビ、新聞、インターネット等の各種媒体による広告、セミナー等を通じて周知を行う。また、広告の実施に当たっては、効果検証及びこれに基づく実施方法等の見直しを適宜実施する。</p>	<p>宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を行っているか。</p> <p><主な定量的指標> ・フラット35の申請件数（新築住宅に限る）に占める長期優良住宅の割合 ・フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合 ・フラット35子育て支援型・地域活性化型的前提となる地方公共団体等との協定締結件数 ・フラット35子育て支援型申請戸数 ・標準処理期間内の案件の処理 ・フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット35（保証型）の取扱金融機関の割合</p> <p><その他の指標> ・フラット35（買取型）の申請件数 ・フラット35（リフォーム一体型）の申請件数 ・フラット35リベ</p>	<p>理由：次のとおり、良質な住宅ストックの形成に資するよう、民間金融機関を支援する取組を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <p>・ 定量目標のうち「フラット35子育て支援型申請戸数」は目標を下回ったものの、前年度実績（376戸）から2倍以上となる855戸の申請実績となった。 また、同制度活用前提となる「地方公共団体等との協定締結件数（累計）」は600件を超え、達成率が121.6%と目標を上回ったほか、「長期優良住宅の割合」や「既存住宅の割合」の達成率も120%を超える等、他の5つの定量目標は着実に達成している。</p> <p>・ 政策実施機関としての取組成果が数値で示せる各指標については、フラット35（保証型）の申請件数等において、基準値を大幅に上回る実績を上げている。</p> <p>・ 地方公共団体に対し、フラット35子育て支援型等に係る協定を締結して良かった点等をヒアリングしたところ、①助成制度の周知に機構が協力、②助成制度に関する問い合わせ増、③助成制度の利用増、という回答が寄せられた。 また、地方公共団体における各事業の予算執行率に関し、平成29年度との比較で「良い」と回答した事業の割合は回答数（431事業）の39.4%になるなど機構の取組</p> <p>○ 周知活動の対象区分に応じ、次のとおり、効果的な取組を実施した。 ○ その結果、平成30年度のフラット35（買取型）の申請件数は、101,394件となった。（指標） （お客さまに対する取組） ○ フラット35に係る周知ツール（パンフレット、チラシ、広告素材等）を活用し、お客さまへの周知活動を行った。 ○ 広告掲載にあたっては、毎月広告代理店との報告会を開催し、認知度・理解度等に関する定量的・定性的な効果検証を行うとともに、広告素材の見直しを行う等、PDCAサイクルを回しながら戦略的な広告活動を行った。 ○ 全国一斉相談会を開催（平成30年7月（全国：701会場）、平成31年1月（全国：801会場））するとともに、相談会に併せてファイナンシャルプランナーや地方公共団体等によるセミナーも開催した。また、全国一斉相談会の開催時期に合わせてメディアミックス（テレビCM、新聞・テレビのパブリシティ広告、地下鉄・女性専用車両への交通広告等）による効果的な広告活動を行った。 ○ 住生活月間中央イベントにブースを出展し、フラット35を周知した（平成30年10月）。 ○ ファイナンシャルプランナー、生命保険会社等と連携して、主に次の周知活動を行った。 ア ファイナンシャルプランナー向けメールマガジンによる情報発信（毎月） イ 生命保険会社等のライフプランセミナー講師に対しフラット35の制度を説明 ウ ファイナンシャルプランナー及び日本FP</p>	<p>理由は、以下のとおりとおおむね所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>(1) 平成30年度におけるフラット35申請件数のうち、長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合は27.6%となり、年度計画に定める目標を達成した（達成率125.5%）。</p> <p>(2) 平成30年度におけるフラット35申請件数のうち、既存住宅の割合は23.5%となり、年度計画に定める目標を達成した（達成率123.7%）。</p> <p>(3) フラット35子育て支援型は、申請件数が855戸となり、年度計画に定める目標値（2,000戸）を下回る実績（達成度42.8%）となったが、前年度実績（376戸）から2倍以上伸長し、フラット35子育て支援型等に係る地方公共団体等との協定についても、累計で608件となるなど、改善がみられる。また、自治体から予算執行率の改善や自治体施策周知効果に感謝の声があり、各機関との相互連携は前年度よりさらに深まっているものと考えられる。</p> <p>(4) 民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間（3日）内に処理した案件の割合は94.4%となり、年度計画に定める目標（8割以上）を達成した。</p> <p>(5) 新規にフラット35（保証型）を取り扱う民間金融機関数は1機関増加し、年度計画に定める目標</p>
---	---	---	--	---	---

			<p>イ 住宅関連事業者等 住宅関連事業者等が、お客さまのニーズに応じてフラット35の商品性等に関する情報を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等の実施や各業界団体との連携を通じて周知を行う。また、住宅関連事業者等のニーズに応じて、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅技術の情報提供を実施する。</p> <p>併せて、住宅関連事業者の物件検査が円滑に行われるよう、適合証明検査機関に対して研修等により制度改正等の情報を周知するとともに、適合証明検査機関のニーズに応じてサポートを実施す</p>	<p>の申請件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MBSの毎月の発行額 ・MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド 	<p>協会への個別訪問による制度説明</p> <p>エ FPフェアへのブース出展及びFPセミナーの開催により、参加したファイナンシャルプランナーに対して制度を周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的かつ戦略的な広報活動を次のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 各種メディアに対して、適時プレスリリースを発出したほか、積極的な働きかけとしてプレスセミナーを開催し、日々迅速かつ確かな取材対応を行った。 イ 広報活動に関する本支店の情報共有を密にするなど、機構として適切な広報に取り組んだ。 <p>（住宅関連事業者等に対する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅事業者向けのセミナー資料等の周知ツールを活用し、住宅事業者へ訪問する等により、フラット35の商品概要や手続等について周知した。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、セミナー内容に応じて、住宅ローンの基本、注意事項の解説、フラット35の商品概要、技術基準、長期優良住宅のメリット、一定の既存住宅に係るフラット35物件検査の省略等の説明を行った（計51回実施）。 ○ 仕様書サポートダイヤルを通じて、事業者からの住宅技術関係の照会に対応し、事業者の住宅技術に関する理解度の向上を図った（平成30年度入電件数：1,169件）。 ○ 適合証明検査機関における物件検査が円滑かつ適確に実施されるよう、次のとおり取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ア 適合証明検査機関新任担当者向け研修の実施（全国9箇所計473名参加） イ 適合証明検査機関の担当者会議を開催し、制度改正事項や物件検査において間違いやすいポイントを中心に解説（全国7箇所計384名参加） ウ 適合証明検査機関からの電話が繋がりにくい状況を改善するため、「適合証明業務等問い合わせシート」を新規作成し、随時メールによる照会を受け付けることができるよう対応 	<p>が地方公共団体の子育て支援等の施策推進の一助になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とするグリーンボンドを平成31年1月にSBで発行した（住宅ローンを資金使途とするグリーンボンドの発行は国内初）。従前はSBの購入を見送っていた生保や都銀等が購入するなど、投資家層の維持・拡大に繋がったことに加え、省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、政策実施機関として良質な住宅の更なる普及促進に繋がった。 ・ その他、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。 	<p>を達成した。また、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合は1.5%となり、中期計画に定める目標の達成に向け順調に推移している。</p> <p>また、上記（1）～（5）に加え、機構は以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> （6）フラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベについて、顧客ニーズを踏まえた制度改正や周知活動に努めた結果、フラット35（リフォーム一体型）の申請件数は626件（対前年度比126.0%）、フラット35リノベの申請件数は119件（対前年度比140.0%）となるなど、利用を促進した。 （7）1月に発行したグリーンボンドが、環境省主催の「ジャパン・グリーンボンド・アワード」において「ジャパン・グリーンイノベーション部門」の環境大臣賞を受賞した。また、安定的な資金調達のため効果的なIR活動を実施した。 <p>全体としては中期計画における所期の目標を達成していると認められ、特に長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合と既存住宅の割合は達成率が120%以上となるなど、計画を上回る数値となっている。一方、フラット35子育て支援型の申請件数は目標を下回る実績となったものの、前年度実績から大きく伸長し、各機関との相互連携についてもさらに深化している。以上のことと、（6）～（7）の取組も踏まえ、総合的に勘案し「B」評定とする。</p>
--	--	--	--	--	--	---	---

	<p>② 住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮しながら、長期優良住宅をはじめとする優良な住宅の取得促進を支援すること。</p> <p>・中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数(新築住宅に限る。)のうち長期優良住宅の技術基準を満たす</p>	<p>② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35における申請件数(新築住宅に限る。)のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を25%以上とする。</p> <p>(定量目標)</p>	<p>る。</p> <p>ウ 金融機関</p> <p>金融機関が、お客さまのニーズに応じてフラット35を提供できるよう、制度内容や手続に関する情報を中心に、セミナー等を通じて周知を行う。また、金融機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行うとともに、金融機関と連携して、お客さまや住宅関連事業者等への周知を行う。</p> <p>(指標：フラット35(買取型)の申請件数)</p> <p>② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、フラット35Sについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、ツールの提供、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行う。また、周知に当たっては、フラット</p>		<p>(平成30年度メール照会件数：337件、同電話照会件数：3,538件)</p> <p>エ 物件検査が円滑に行われるよう、業務検査で指摘した不備等の検査ミスが起きやすい事項を事例集としてとりまとめ、適合証明検査機関に情報提供</p> <p>(金融機関に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35に係る周知ツール(パンフレット、チラシ等)を活用し、金融機関向けのセミナーや勉強会を通じて制度周知を行った。また、金融機関のニーズに応じて、金融機関と協働で住宅事業者等への周知を行った。 ○ フラット35の制度改正にあわせて金融機関向けマニュアルを作成した(制度開始1か月前)。 <p>あわせて、制度改正事項を反映したパンフレット等の周知資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度の制度改正内容に関し、金融機関向け説明会を全国で開催した(全国10会場、11回実施)。 <p>主に次の取組を行った結果、平成30年度におけるフラット35申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合は、27.6%となり、年度計画に定める目標を達成した(達成率125.5%)。</p> <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期優良住宅を取得することのメリットを周知するための広告を作成し、Webや新聞へ掲載した。 ○ フラット35Sが利用できること、税制上の優遇措置が受けられること等、長期優良住宅のメリットをPRする周知ツール(パンフレット及びチラシ)を活用し、業界団体や地方公共団体と連携した勉強会やセミナー等の場を通じ 		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当無し</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策に適合した長期優良住宅や既存住宅の定量目標を大幅に上回る実績をあげたことは評価に値する。 ・ フラット35子育て支援型の目標を達成できなかったが、前年度実績に比べると進捗しており、地方自治体との連携も着実に進んでいる。 ・ 標準処理期間について、災害時対応等の緊急性を必要とするとき以外は、これ以上の時間短縮を迫する必要はなく、また、今後は定量目標にしなければ良いのではないかと。 ・ ESG投資への社会的な要請の高まりを適切に捉えて、本邦初となる住宅ローン資金用途とするグリーンボンドの発行を成功させたことは、評価したい。また、投資家とのコミュニケーションを充実させるなどして、多額のMBSの発行を安定的に実現しており、わが国のMBS市場の整備に大きく貢献している。
--	---	---	---	--	--	--	--

<p>住宅の割合を 25%以上とする。(平成 28 年度見込実績 : 19.9%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間の最終年度までに、フラット 3 5 の申請件数に占める既存住宅の割合を 22%以上(可能な限り 24%)とする。(平成 28 年度見込実績 : 17.2%) 	<p>③ 既存住宅取得に際しても長期固定金利の住宅ローンの利用が円滑に行われるようにすることにより、既存住宅の流通を活性化させるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット 3 5 の申請件数に占める既存住宅</p>	<p>3 5 S のメリットと国が実施する税制等各種支援策を併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット 3 5 における申請件数(新築住宅に限る。)のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を 22%以上とする。(定量目標)</p> <p>③ 既存住宅の流通促進のため、フラット 3 5 における中古住宅の取扱いについて、インターネット等を通じたお客さまへの周知、セミナー等を通じた住宅関連事業者等への技術支援、地方公共団体と連携した推進等を行</p>		<p>て、住宅事業者等に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年 10 月の制度改正内容(築年数 10 年以内の長期優良住宅又はフラット 3 5 利用住宅は、物件検査を省略可)を盛り込んだ周知資料(パンフレット及びチラシ)を作成し、住宅事業者等に配布するとともに、ホームページにも掲載した。 ○ 全国一斉相談会を開催(平成 30 年 7 月(全国 : 701 会場)、平成 31 年 1 月(全国 : 801 会場))し、長期優良住宅のメリット等を周知した。(再掲) ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、長期優良住宅の認定基準、認定取得によるメリット等を説明した(計 32 回実施)。 ○ 地方公共団体との連携を深掘りするために作成した「地域政策サポートガイド」に長期優良住宅の普及促進に関する項目を追加し、周知を図った。 ○ F P フェアへのブース出展及び F P セミナーの開催等を通じて、ファイナンシャルプランナーに対して長期優良住宅に係る制度を周知した。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅の流通促進のため、新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅及び新築時にフラット 3 5 を利用した住宅のうち築年数 10 年以内の住宅については物件検査を省略する制度改正を実施した(平成 30 年 10 月)。 <p>主に次の取組を行った結果、平成 30 年度におけるフラット 3 5 申請件数のうち既存住宅の割合は、23.5%となり、年度計画に定める目標を達成した(達成率 123.7%)。</p> <p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅にフォーカスした周知ツール(セミナー用資料及びチラシ)を活用し、業界団体、適合証明検査機関、地方公共団体等と連携した勉強会、セミナー等を通じて、住宅事業者等に周知した。 		
---	--	--	--	--	--	--

	<p>の割合を 22%以上 (可能な限り 24%) とする。(定量目標)</p>	<p>の割合を 22%以上 (可能な限り 24%) とする。(定量目標)</p>	<p>う。また、周知に当たっては、フラット35リフォーム一体型及びフラット35リノベを併せた総合的な周知活動を行う。これらの取組により、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を 19%以上とする。(定量目標)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35リノベを訴求するための広告を作成し、Webや雑誌、新聞へ掲載した。 ○ フラット35リノベとフラット35子育て支援型等の併用が可能である旨を明記したチラシを作成し、事業者等に配布するとともに、ホームページに掲載した。 ○ 平成30年10月の制度改正内容(築年数10年以内の長期優良住宅又はフラット35利用住宅は、物件検査を省略可)を盛り込んだ周知資料(パンフレット及びチラシ)を作成し、住宅事業者等に配布するとともに、ホームページにも掲載した。(再掲) ○ 全宅連の安心R住宅開始に向けた各都道府県会員向けの説明会にて、関連するフラット35諸制度について説明を行った(平成30年4月)。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、既存住宅に関するフラット35の商品特性等を説明した(計21回実施)。 ○ 住宅生産団体連合会及び住宅リフォーム推進協議会との共催で、既存住宅の流通活性化を目的としたシンポジウムを開催した(約200名参加)。 ○ FPフェアへのブース出展及びFPセミナーの開催等を通じて、ファイナンシャルプランナーに対して既存住宅に係るフラット35の制度を周知した。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存住宅の流通促進のため、新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅及び新築時にフラット35を利用した住宅のうち築年数10年以内の住宅については物件検査を省略する制度改正を実施した(平成30年10月)。(再掲) <p>フラット35(リフォーム一体型)及びフラット35リノベについて、その利用の促進を図るため、主に次のとおり取組を行った結果、フラット35(リフォーム一体型)の申請件数は626件(平成29年度実績:497件、対前年度比:126.0%)、フラット35リノベの申請件数は119件(平成29年度実績:85件、対前年度比:140.0%)となった。</p>		
<p>③ フラット35の制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更</p>	<p>④ 新たな住宅循環システムの構築等に対応した住宅ローンの供給を支援する観点から創設したフラット35(リフォーム一体型)及びフラッ</p>	<p>④ フラット35(リフォーム一体型)及びフラット35リノベについて、その利用の促進を図るとともに、お客さま、住宅関連事業者、適合証</p>					

<p>新等に対応した住宅ローンの供給を支援すること。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35(リフォーム一体型)の申請件数 ・フラット35リノベの申請件数 	<p>ト35リノベについて、その利用の促進を図るとともに、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット35の制度・運用の見直しを行う。(指標:フラット35(リフォーム一体型)の申請件数・フラット35リノベの申請件数)</p>	<p>明検査機関、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット35の制度・運用の見直しを適宜適切に行う。(指標:フラット35(リフォーム一体型)の申請件数・フラット35リノベの申請件数)</p>		<p>(周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フラット35(リフォーム一体型)及びフラット35リノベにフォーカスした周知ツール(セミナー用資料及びチラシ)を活用し、業界団体、適合証明検査機関、地方公共団体等と連携した勉強会やセミナー等を通じて、住宅事業者等に制度を周知した。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーにおいて、既存住宅に関するフラット35の商品特性等を説明した(計21回実施)。(再掲) ○ フラット35リノベを訴求するための広告を作成し、Webや雑誌、新聞へ掲載した。(再掲) <p>(フラット35(リフォーム一体型)に係る制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さま等の意見を踏まえ、既存住宅売買瑕疵保険の付保が可能な戸建て住宅などについては、フラット35(リフォーム一体型)の物件検査のうち事前確認を省略できることとした(平成31年4月から実施)。 <p>(その他の制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅関連事業者、民間金融機関等からの要望を踏まえフラット35の制度・運用の見直しについて検討し、次の事項を実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ア フラット35の借入対象費用に建築確認などに関連する各種申請費用、マンション修繕積立基金(引渡時一括分)、マンション管理準備金(引渡時一括分)などを追加(平成31年4月から実施) イ 建築費等の高騰を受けて1億円超の住宅が増加していること等を踏まえ、借入対象住宅の要件としていた「住宅の建築費または購入価額が1億円以下」を撤廃(令和元年10月から実施予定) ウ フラット35(買取型)の融資率9割超の金利を引下げ(令和元年10月から実施予定) エ フラット50の融資率上限を6割から9割に引上げ。併せて、融資限度額を6,000万円から8,000万円に引上げ(令和元年10月から実施予定) 		
--	---	--	--	--	--	--

<p>④ 地方公共団体等と相互に連携を深めることにより、子育て支援等の取組を支援すること。 (定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とする。 	<p>⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深める。これにより、中期目標期間中のフラット35子育て支援型の申請戸数を7,500戸以上とする。(定量目標)</p>	<p>⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深め、フラット35子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結数を累計で500件以上とする。(定量目標)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体ごとに異なる助成事業について、フラット35子育て支援型等の対象事業としての妥当性を有識者委員会で審議した(9回開催)。 ○ 平成30年4月からフラット35地域活性化型に空き家対策を追加し、地方公共団体に当該制度の開始を周知した。その結果、平成30年度中に123事業で取扱いを開始した。 ○ 平成31年3月末時点での協定締結数(累計)は608件(子育て支援型295件、地域活性化型313件)となった。 <p>(制度改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に掲げられている「若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化」を支援するため、「地方創生移住支援事業」による「移住支援金」を受給された移住者を対象として、フラット35地域活性化型に金利引下げを拡大した「地方移住支援」を追加することとした(金利引下げは自助努力による対応のうえ令和元年10月から実施予定)。 ○ 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と連携して、住宅の防災・減災対策に取り組むため、フラット35地域活性化型に「防災対策」を追加することとした(金利引下げは自助努力による対応のうえ令和元年10月から実施予定)。 <p>(事務手続の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体及び機構支店等の事務負担を軽減するため、次のとおり事務手続を改善した(平成30年10月から実施)。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地方公共団体との協定締結手続を迅速に行う観点から、事業変更に係る認定手続のうち過去の有識者委員会で認められた事例について、協定締結に係る決裁権限を見直し イ 事業(変更)申請書を簡素化するとともに、記載内容についても過去の類型から選択できるよう書式を見直し 		
--	--	--	--	---	--	--

⑥ フラット35子育て支援型申請戸数を2,000戸以上とする。
(定量目標)

○ フラット35子育て支援型申請戸数は、855戸となり、目標は下回った(達成率42.8%)ものの、前年度実績(376戸)と比べると2倍以上になり、次のような効果があった。

ア 地方公共団体の施策推進に向けて、地域金融機関に対して協調した取組を働きかけた結果、地方公共団体、地域金融機関及び機構の3者連携による取組(お客さま向け説明会、住宅事業者向けセミナー等)に繋がった。

イ 機構が協定締結先地方公共団体(350団体、532事業)にヒアリングしたところ、平成30年度の予算執行率が75%以上となった事業の割合は回答数(529事業)の55%となり、平成29年度の予算執行率との比較では「良い」と回答した事業の割合は回答数(431事業)の39.4%となった。また、機構と協定を締結して良かったこととして、「機構が周知に協力してくれた」が65.0%、「お客さまからの問い合わせが増加した」が27.6%、「助成事業の利用が増加した」が16.4%となった。

(地方公共団体等と連携した周知活動)

○ 住宅事業者や業界団体に対し、次のとおり地方公共団体の助成事業及びフラット35子育て支援型等の制度を周知した。

ア 地方公共団体の助成事業とフラット35子育て支援型等に係る制度をまとめたハンドブックや地方公共団体とのタイアップチラシを作成し、配布

イ 全国一斉相談会(平成30年7月(全国:701会場)、平成31年1月(全国:801会場))において、会場によっては協定を締結した地方公共団体も参加(計43団体)し、助成制度とフラット35子育て支援型に関する相談等をあわせて実施

ウ 地方公共団体との共催により、住宅事業者向け説明会を開催

エ 大手企業の従業員に対する職域営業を地域金融機関等と実施

	<p>⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化、高度化等に努めること。</p>	<p>⑥ 電子申請による事前審査の実施等、証券化支援業務の手続の電子化等を推進することにより、住宅ローン利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。</p>	<p>⑦ お客さまがフラット35の可否の見込みをできるだけ早期に知ることができるように、事前審査システムに係る民間金融機関の利便性の向上を図るなど、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえて、証券化支援業務の手続の電子化を推進する。</p>	<p>(フラット35子育て支援型の周知活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の取組等によりフラット35子育て支援型等を周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ア バナー広告、リスティング広告等からフラット35サイトのフラット35子育て支援型等のページへ誘導するための専用ランディングページを新設(平成30年6月) イ 住宅専門紙、子育て専門誌やファイナンシャルプランナーによる子育て支援をテーマとした生活情報サイトへ広告を掲載 ウ フラット35子育て支援型等に関する動画広告を作成し、ホームページに掲載(平成30年10月) エ 渋谷屋外ビジョンにおけるフラット35子育て支援型等の動画広告を実施(平成30年9月～平成31年2月) オ 地下鉄へのステッカー広告の掲載(平成30年12月～) ○ 機構ホームページ内に「地域別支援情報サイト」を開設し、フラット35子育て支援型等に関する情報の閲覧性を向上させるとともに、セミナー・イベント情報及び地域の関連情報を掲載できるようにした(平成31年3月)。 <p>(手続の電子化に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 借入申込、金消契約書及び抵当権設定契約の手続きに関し、電子化の要望のあった金融機関(6金融機関)について対応を行い、2金融機関については導入の準備を完了した(4金融機関については対応継続中)。 <p>(事前審査システム新規導入等に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前審査システムの導入を検討している金融機関に対し、照会対応、事前審査システムの概要説明を行う等丁寧な対応を行った。 ○ 事前審査を導入済の金融機関の要請に基づき、システムの利用促進のため、事前審査システムの概要や伝送機能の説明を実施した。 ○ お客さまが一つの申込書で複数の金融機関にフラット35の事前審査を申し込むことができるシステムにフラット35取扱金融機関が新た 		
--	---	---	--	--	--	--

<p>⑥ 住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。 （指標） ・MBSの毎月の発行額 ・MBS発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド</p>	<p>⑦ 信用リスクを的確に管理するとともに、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。（定量目標）</p> <p>⑧ 毎月着実に所要額を調達できるよう資産担保証券（以下「MBS」という。）を発行するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するよう努める。</p>	<p>⑧ 信用リスクを的確に管理するとともに業務を効率的に実施し、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。（定量目標）</p> <p>⑨ 資産担保証券（以下「MBS」という。）市場における投資判断等のベンチマーク性の向上に資するよう、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達する。そのため、投資家に対する丁寧な広報活動を実施するとともに、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行う。</p>		<p>に参加する際に必要な手続き等について適切な支援を行った。</p> <p>○ 仮承認案件の信用コスト及び審査スピードについて、毎月モニタリングを行い、信用リスクを的確に管理した。また、進捗管理の徹底、審査案件事例の共有化、借入申込書の記入方法等に係る金融機関への研修の実施、RPAシステムの導入による審査事務処理の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ結果、標準処理期間内に処理した案件の割合は、94.4%となり、9割超の水準を維持した。</p> <p>（MBS）</p> <p>○ 日銀によるマイナス金利政策の継続に伴う低金利環境を背景に、フラット35の事業量は高水準で推移し、月平均1,500億円程度の大型発行が続く中、IRの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、年度累計で1兆8,089億円（対前年度比▲1,954億円）の発行を安定的に行った。</p> <p>○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールを設定し、投資家需要を精緻に見極めながら丁寧かつ柔軟な起債運営を行った。 なお、年度を通じて旺盛な投資家需要を維持できたことから、発行額の平準化は実施していない。</p> <p>○ 着実なIRの実施及びそれに伴う投資家数の拡大、MBS配分プログラムの着実な実施等により、大型発行が続く中でも十分な投資家需要を集め、スプレッドは30bp台半ばで安定的に推移した。</p> <p>○ 年度を通じて中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘り起こしに努めた結果、最大の月で150社（1起債当たり）を超える投資家に債券を購入いただいた（前年度は最大の月で140社程</p>		
---	--	---	--	---	--	--

		<p>⑨ MBSの安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大を目的とする効果的なIRの企画・運営実施(IR活動)を継続して行う。</p>	<p>⑩ MBS市場に参入する投資家の維持・拡大及びリレーションの深化を図るため、訪問対象となる投資家の重点化及びIRの質向上を企図した取組によりIR活動を実施する。また、MBS配分プログラムについては参加が見込まれる金融</p>		<p>度)。 ○ 平成30年度から、旧公庫時代の直接融資事業に係るリファイナンスを目的としたT種MBSを新たに発行し、調達が多様化を図った。 T種MBSの発行にあたっては、IR活動の強化、証券会社や情報ベンダーを通じた情報提供等を早期に実施した結果、幅広い投資家層からの参加が得られ、3回の発行で計2,000億円の資金を調達した。 (SB) ○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、需要状況に応じた増額方式を採用するなど柔軟な起債運営を実施することにより、一般担保債券(以下「SB」という。)について、年度累計で5,600億円(対前年度比+550億円)の大規模発行を安定的に行った。 ○ 多様な年限(5年、10年、15年、20年及び30年)での発行を行った。また、スプレッド等については、大規模な発行額であったにもかかわらず、各年限で他の財投機関債と年度を通じて同水準を堅持した。 (財投機関債市場におけるMBS・SBのシェア) ○ 平成30年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは63.2%(対前年度比+1.7%)となった。 (グリーンボンドの発行) ○ 「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金用途とするグリーンボンド(通称:住宅金融機構グリーンボンド)を平成31年1月にSB(20年債)で発行(住宅ローンを資金用途とするグリーンボンドの発行は国内初)した。 ○ グリーンボンドとして発行したSBと10月に発行したSBについて、投資家層別購入割合を比較すると、SBの購入を見送っていた生保や都銀等がグリーンボンドを購入するなど、中央投資家層(生保、都銀等、中央公的)の購入割</p>		
--	--	---	---	--	---	--	--

		<p>(指標：MBSの毎月の発行額・MBS発行時のベンチマーク(10年国債の流通利回り)とのスプレッド)</p>	<p>機関に対する制度周知を着実に行う。</p> <p>(指標：MBSの毎月の発行額・MBS発行時のベンチマーク(10年国債の流通利回り)とのスプレッド)</p>		<p>合が増加(約20%→約40%)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発行等を通じて省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、政策実施機関として良質な住宅の更なる普及促進につながった。 ○ これらの取組の結果、環境省主催の「ジャパン・グリーンボンド・アワード」において、1月に発行したグリーンボンドが、「ジャパン・グリーンイノベーション部門」の環境大臣賞を受賞した(平成31年3月)。 <p>(IR活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、訪問対象の重点化及びIRの質向上による戦略的なIRを行った。 ○ MBS及びSBの安定発行に向けた投資家層の拡大等を目指し、生保、都銀、地銀、信金、信組、信連、地方公共団体、学校法人、共済組合、海外投資家等のセクターに対し、ターゲット先を絞った効果的なIRを行った。 また、地方公共団体に対しては、証券会社を実施するセミナーを通じたIRも行った。 ○ IRの質向上を図るべく、上記の「IR相手先」に係るターゲット先の明確化の取組のほか、「IR実施者」に係る取組として新任のIR担当者(機構職員)向けの育成プログラムを行い、IR実施者のレベルアップに努めた。 ○ 投資家への個別訪問件数は、国内416件、海外12件となった。 ○ 年度を通じて中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘り起こしに努めた結果、最大の月で150社(1起債当たり)を超える投資家を獲得した(前年度は最大の月で140社程度)。(再掲) <p>(MBS配分プログラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年4月に開始したMBS配分プログラムについては、制度への参加が見込まれる金融機関に対しIRを通じて継続的に情報提供を行い、制度周知を図ったことにより、新たに1機関が参加し、参加金融機関は地方銀行を中心に合計19機関となった。また、配分実績の平成30年度累計額は684億円となった。 		
--	--	--	---	--	--	--	--

<p>⑦ 民間金融機関による証券化を支援するフラット35（保証型）の伸長に努めること。 （定量目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数を5機関以上増やし、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上とする。（平成28年度見込実績：0.60%） （指標） ・フラット35（保証型）の申請件数 <p>⑧ 証券化支援事業の発展に寄与するため、住宅金融に関する調査研究を行うこと。</p>	<p>⑩ フラット35（保証型）を伸長させるためには、より多くの民間金融機関が取り扱うようになることが不可欠であるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35（保証型）の取扱金融機関数を5機関以上増やし、フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上とする。 （定量目標）</p> <p>⑪ 民間金融機関等の市場関係者のフラット35（保証型）に係るニーズを把握するよう努めるとともに、これらに対応した制度・運用の見直しを行う。（指標：フラット35（保証型）の申請件数）</p> <p>⑫ 証券化支援事業の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住</p>	<p>⑪ 新規にフラット35（保証型）を取り扱う民間金融機関（受付を再開するものを含む。）数を1機関以上増やす。（定量目標）</p> <p>⑫ 民間金融機関等の市場関係者との対話を重ねることにより、フラット35（保証型）に係るニーズを把握するよう努めるとともに、これらに対応した制度・運用の見直しを適宜適切に行う。（指標：フラット35（保証型）の申請件数）</p> <p>⑬ 証券化支援業務の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、フラット35利用者、民間住宅ローン利用者、民間金融機関等への調査</p>		<p>○ 金融機関24機関を訪問して保証型の商品性等を説明したことを受け、保証型に関心を持った1機関が参入し、年度計画に定める目標を達成した（フラット35（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット35（保証型）の取扱金融機関数の割合は1.5%）。</p> <p>○ 各取扱金融機関の保証型取扱件数増加のニーズを踏まえ、(株)広島銀行、アルヒ(株)及び財形住宅金融(株)が、新たに借換の商品の取扱いを開始した。また、アルヒ(株)においては、新たに「融資率7割以下」の商品の取扱いを開始した。</p> <p>○ 保証型取扱金融機関の安定的な資金調達に資することを目的に、アレンジャー等と新たな証券化スキームの実現可能性を含めた議論を開始した。 （平成30年度保証型申請件数13,271件（対前年度比146.7%））</p> <p>○ 証券化支援業務の円滑な実施等に資するため、民間金融機関等への調査を実施し、フラット35利用者属性、民間金融機関の住宅ローン取組状況、住宅ローン市場におけるフラット35の実績・シェア、民間住宅ローン利用者の商品選択等について分析を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35利用者調査 ・民間住宅ローン利用者の実態調査 		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>宅・金融市場に関する調査研究を行う。</p>	<p>宅・金融市場に関する調査研究を行う。</p>	<p>を行い、業務運営の基礎資料を得るとともに、住宅・金融市場に関するデータを収集・分析する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・業態別の住宅ローンの新規貸出、残高調査 ・民間住宅ローンの貸出動向調査 <p>○ 上記の各調査はホームページ等で公表し、その結果、テレビ、新聞、雑誌等様々なマスメディアで利用された。また、フラット35利用者調査については、消費増税対策における住宅ローン減税拡充の検討のため、国交省の要請に応じデータを作成した上で提供した。</p> <p>○ 調査結果を活用し、季報住宅金融（夏号、秋号、冬号）、木材情報（6・9・12・3月号）、ALIA NEWS（新年号）への寄稿のほか、林野庁、業界団体やシンクタンク等との会議や研究会で報告・講演し、住宅市場、住宅ローン利用者及び金融機関の動向等について外部の理解・認識の向上を図ることで、証券化支援業務の円滑な実施に貢献した。</p> <p>○ 政策実施機能の最大化の観点から、日本の中古住宅市場について分析した「首都圏の木造住宅の建物相当部分の経年減価に係る実証分析」が日本不動産学会誌に審査付論文として掲載された。</p> <p>○ 流動化・証券化協議会会報誌「SFJ ジャーナル」に、「日米の住宅ローン証券化市場の動向等と機構の国際的取り組みについて」を寄稿した。また、当該会報誌が企画した座談会「日本のカバードボンドー三井住友銀行による発行の意義と将来展望」に参加し、その内容が当該会報誌に掲載された。</p>		
<p>⑨ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。</p>	<p>⑬ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関と情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努める。</p>	<p>⑭ 米国政府抵当金庫をはじめとする米国・アジアを中心とした政府系金融機関等との連携を深めつつ、国内外の住宅金融等に関する情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努める。</p>		<p>(米国ジニーメイ（政府抵当金庫）との連携)</p> <p>○ 長期的な関係維持等を目的として、平成30年5月には事務担当と、平成30年9月には先方幹部と意見交換した。</p> <p>(JICA との連携)</p> <p>○ 平成30年8月、JICA が実施する国別研修カンボジア住宅政策で講演を行った。</p> <p>○ 平成30年10月、JICA が実施する課題別研修「住宅・住環境の改善と防災」において、ウズベキスタン共和国、イラク共和国、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ベトナム社会主義共和国及びネパ</p>			

				<p>ール連邦民主共和国の7カ国の住宅政策官等を対象に、「日本の住宅金融市場と住宅金融支援機構」をテーマとした講演を行った。</p> <p>(インドネシア SMF との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インドネシア共和国の政府系金融機関である SMF (第二次担当公社) と平成 30 年 8 月に協力覚書の変更契約を締結、平成 30 年 9 月には同国 SMF、公共事業住宅省からの使節団を受け入れ、国土交通省とも連携しつつ、災害復興住宅融資等の研修を行った。 この研修の結果、SMF から、インドネシア共和国側において新たに災害向け低利融資制度の構築が行われたとの報告があった。 <p>(その他アジア諸国への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の住宅金融の事例について学びたいというアジア諸国からの要望に応え、次のとおり海外機関の訪問団を受け入れ、日本の住宅金融の現状や機構業務について説明した。 ア 韓国住宅都市保証公社 (HUG) (平成 30 年 12 月) イ 中華人民共和国住房和城郷建設部政策研究中心 (平成 30 年 12 月) ○ 平成 30 年 7 月にモンゴル国において ASMMA (アジア証券化機関連合) 及び AFIS (アジア・フィックス・インカム・サミット) の国際会議で機構業務について講演した。さらに、平成 30 年 12 月にインドネシア共和国において、ASMMA ワーキングコミッティーに参加し、機構グリーンボンド発行への取組状況を説明した。これらの結果、ASMMA については複数の海外公的機関からの覚書打診に繋がった。 ○ 平成 30 年 9 月、国土交通省が実施する「ASEAN 諸国等政府職員に向けた建設産業政策プログラム」に基づく研修において、ASEAN 等政府職員向けに研修を行い、機構の国際金融市場におけるプレゼンス向上に寄与した。 <p>(上記以外の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 30 年 5 月、米国において開催された第 8 回世界住宅金融会議において、Green Housing 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>⑩ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行うこと。</p>	<p>⑭ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関と住宅金融に関する情報交換等の面で連携や協力を図りながら、住宅融資の審査方法や信用リスク、ALMリスク等のリスク管理の提案、融資対象住宅に係る耐震性、省エネルギー性等の技術基準の提案等、外国政府の住</p>	<p>⑮ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関と住宅金融に関する情報交換等の面で連携や協力を図りながら、住宅融資の審査方法や信用リスク、ALMリスク等のリスク管理の提案、融資対象住宅に係る耐震性、省エネルギー性等の技術基準の提案等、ミャンマー連</p>	<p>Finance Roundtableに参加し、機構の省エネルギー性・耐震性等住宅への取組状況等を紹介した。さらに、平成31年2月に、米国において、地球環境ファシリティ（GEF）にて開催されたセミナーで、機構職員がグリーンボンド等について講演し、参加者から高い関心が寄せられた。また、世界銀行とは、今後の協力関係についても意見交換し、令和元年5月の覚書締結に繋がった。</p> <p>○ 平成30年4月にカナダにおいてECBC（欧州カバードボンド協議会）の国際会議で機構業務について講演した。これにより、翌年度のEEMI(Energy Efficient Mortgages Initiative) Advisory Councilへの参加に繋がった。</p> <p>○ 平成30年11月、海外社会資本事業を行うとする我が国事業者等と連携するため、(一社)海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）、(一社)国際建築住宅産業協会（JIBH）の2団体に加盟した。</p> <p>○ 平成30年11月、(一社)海外エコシティプロジェクト協議会が主催のミャンマーワーキンググループへ参加し、ミャンマーの住宅市場の情報を得るとともに、参加者間で意見交換を行い、今後の新興国への支援に係る知見の蓄積に繋がった。</p> <p>○ 平成31年1月、インドネシア共和国で開催された「第6回日・インドネシア建設次官級会合」に参加し、建築・住宅についての分科会において、耐震対応を含む防災、災害復興等の取組について説明し、意見交換を行った。これにより、同国における住宅市場の課題把握の深掘りを促した。</p> <p>○ 平成31年2月、ミャンマー連邦共和国で開催された「第6回日緬建設次官級会合」に参加し、建築・住宅についての分科会において、参加者間で意見交換を行った。これにより、長期的な関係維持に貢献した。</p> <p>○ 平成31年2月、カンボジア王国で開催された「日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム第1回会合」に参加し、機構の取組を</p>		
---	---	---	--	--	--

		<p>宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。</p>	<p>邦共和国等のアジア諸国をはじめとする外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。</p>		<p>紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 31 年 2 月、インドネシア共和国の住宅金融市場について分析を行った「インドネシア共和国の住宅金融市場の現状と課題」を季報「住宅金融」に掲載し、海外インフラ展開法に基づき、我が国事業者に対して情報提供を行った。 ○ 平成 31 年 3 月、フィリピン共和国の政府系金融機関である NHMFC(国立住宅抵当金融公社)と協力覚書の締結を行った。 ○ 平成 31 年 3 月、「APEC 質の高いインフラ東京会議」に参加し、情報収集や参加者間での本邦企業の進出可能性に係る意見交換を通じて、本邦企業の関心度合いを把握した。 		
--	--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

- ・ 平成 30 年度の証券化支援事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であり、かつ、予算額からの乖離は小さい（予算額に対する決算額の増減：▲4.9%）。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	住宅融資保険等事業		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号、第13条第2項第3号
当該項目の重要度、困難度	難易度：「高」（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数）	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定量目標	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに70機関以上	—	新規に取り扱う民間金融機関数 12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数 12機関以上	
		(実績値)	—	23機関 (平成28年度末累計)	15機関 (平成29年度末累計：38機関)	14機関 (平成30年度末累計：52機関)	
		(達成度)	—	—	125.0%	116.7%	
	回収実績率	(計画値)	年度ごと48%	—	48.0%	48.0%	
		(実績値)	—	54.6% (平成28年度)	51.0%	56.9%	
		(達成度)	—	—	106.3%	118.5%	
指標	フラット35に係るつなぎ融資の付保申請件数	—	15,658件 (平成28年度)	16,374件	16,757件		
	フラット35に係るパッケージ融資の付保申請件数	—	35,918件 (平成28年度)	40,909件	44,749件		
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数	—	39件 (平成28年度)	174件	511件		
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数	—	23件 (平成28年度)	260件	340件		

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額（百万円）	19,434	8,378		
決算額（百万円）	30,699	3,165		
経常費用（百万円）	1,907	2,395		
経常利益（百万円）	7,436	7,019		
行政サービス実施コスト（百万円）	△ 7,511	△ 7,135		
従事人員数	43	44		

注）住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	<p>民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。</p> <p>① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。 (指標) ・フラット35に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数</p>	<p>民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。</p> <p>① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット35及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。(指標：フラット35に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数)</p>	<p>民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。</p> <p>① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット35及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。(指標：フラット35に係るつなぎ融資及びパッケージ融資の付保申請件数)</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間金融機関が住宅の建設等に必要となる資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を行っているか。 <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数 ・保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35に係るつなぎ融資の付保申請件数 ・フラット35に係るパッケージ融資の 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の希望額に応じた保険契約を行うとともに、年度途中における新規契約締結申請(11機関)、増額申請(16機関)に対しても、迅速に対応した。 ○ 平成30年度におけるフラット35つなぎ融資の付保申請件数は16,757件(平成29年度:16,374件、対前年度比:102.3%)、フラット35パッケージ融資の付保申請件数は44,749件(平成29年度:40,909件、対前年度比:109.4%)となった。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>理由：次のとおり、民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるよう、民間金融機関を支援する取組を実施していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」は、難易度が高い目標でありながら、目標を上回る成果を上げた(新規取扱金融機関：14機関、達成率：116.7%)。また、平成30年度末におけるリバースモーゲージ型住宅ローンの累計取扱金融機関数は52機関であり、全都道府県で【リ・バース60】の取扱いが可能となっている。その他の定量目標・指標も、目標等を大きく上回る実績を上げている。 ・ リバースモーゲージ型住宅ローンに係る取組においては、単に民間金融機関の参入を働きかけるだけでなく、認 	<p><評価に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた数値目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>(1) 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの新規取扱金融機関数は14機関となり、年度計画に定める目標を達成した(達成率116.7%)。なお、この目標については、現在の全国の都道府県における市場環境、民間金融機関等のニーズ等に鑑み、特に難易度が高いものであり、評価できる。</p> <p>(2) 保険金を支払った債権の保険金支払年度の翌年度末までの回収率は56.9%となり、年度計画に定める目標を達成した(達成率118.5%)。</p> <p>その他の実績についても自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当無し</p>	

<p>② リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等の住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。 (定量目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を70機関以上とする。(平成28年度見込実績：31機関) <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数 ・買取再販事業者向け融資への付保申請件数 	<p>② リバースモーゲージの普及に貢献するため、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援することにより、中期目標期間の最終年度までに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数を70機関以上とする。(定量目標)</p> <p>③ リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に進捗させる。(指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付</p>	<p>② リバースモーゲージの普及に貢献するため、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援することにより、新規にリバースモーゲージ型住宅ローンを取り扱う民間金融機関数を12機関以上とする。(定量目標)【難易度：高】</p> <p>③ リバースモーゲージ型住宅ローン、買取再販事業者向け融資等に係る住宅融資保険の付保を着実に進捗させる。(指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付</p>	<p>付保申請件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数 ・買取再販事業者向け融資への付保申請件数 	<p>○ 全国でリバースモーゲージ型住宅ローン【リ・バース60】(平成30年5月から愛称として使用)が利用できるよう、地域の実情や課題を踏まえた上で、支店等から未参入金融機関に対し、【リ・バース60】の商品特性、取扱メリット、活用事例等を説明するなど、働きかけを行った。</p> <p>また、本店部署は、各支店等と連携し、金融機関に対して住宅融資保険契約に必要な手続を案内するとともに、商品設計に当たっての要検討事項及び商品の販売戦略の相談、保険契約申請書類の確認、申込事例集を活用した金融機関職員向けの勉強会の開催等、円滑な業務開始をサポートした。</p> <p>その結果、新規に取扱いを開始した金融機関は14機関(達成率：116.7%)※となった。また、平成30年度末時点の累計取扱金融機関数は合計52機関であり、全都道府県で【リ・バース60】の取扱いが可能となっている。</p> <p>※ (株)愛媛銀行、(株)荘内銀行、(株)北都銀行、高岡信用金庫、(株)関西みらい銀行、松本信用金庫、(株)名古屋銀行、米子信用金庫、(株)アプラス、かながわ信用金庫、(株)西日本シティ銀行、(株)京葉銀行、(株)山梨中央銀行、千葉信用金庫</p> <p>○ 平成30年度末における【リ・バース60】の取扱金融機関(52機関)の業態別内訳は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都銀・信託銀行：5機関 ・地方銀行：31機関(うち平成30年度参入8機関) ・信用金庫等：12機関(同5機関) ・モーゲージバンク：4機関(同1機関) <p>(地方公共団体等と連携した取組)</p> <p>○ 地方公共団体や金融機関と連携し、【リ・バース60】の活用を通じて、地域の政策を支援する取組を行った。主な取組は次のとおり。</p> <p>ア 大阪府堺市及びURが進める「大和川高規格堤防整備事業」の区画整理により住居移転を要する地権者(約7割が高齢者)から住宅再建時の資金相談が寄せられ、同市及びUR</p>	<p>知度が低いという金融機関の要望に応え、【リ・バース60】という愛称を決定するとともに、全国的な認知度を高めるため、新たにBS放送でのCMを放映するなど、機構自ら商品の認知度向上に向けた取組を行っている。その結果、付保申請件数が前年度に比べ大幅に増加(約2.9倍)するなど、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及に大いに貢献している。</p>	<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リバースモーゲージ型住宅ローンの付保申請件数は、商品性の向上や広報活動により大きく伸びた。 ・リバースモーゲージ型住宅ローンは、民間金融機関が提供していない地域でも提供しており、民業補完が行われていると評価できる。 ・住宅融資保険等事業は、難易度が高い定量目標で120%に迫り、質的にも「リ・バース60」という愛称を決定するなどの取組をしており、A評価に近いB評価と言える。 ・老後の不安解消のためにも、機構の調査研究機能及び情報発信機能の発揮が望まれる。リバースモーゲージ型住宅ローンについて、学会等への積極的な発信をして欲しい。
--	---	---	--	--	--	--

	保申請件数・買取再販事業者向け融資への付保申請件数)	保申請件数・買取再販事業者向け融資への付保申請件数)		<p>に対して【リ・バース60】の説明会を実施した。その後、同市及びURからの紹介を受けて、地権者の資金相談に対応した。</p> <p>また、同地区を営業エリアとする複数の金融機関と共同で【リ・バース60】の地権者向けのチラシを作成した。</p> <p>イ 宇都宮市立地適正化計画で定める居住誘導区域等への定住促進を支援するため、足利銀行と連携。同区域等内で住宅の取得・改修を行う方を対象として同行の【リ・バース60】の取扱手数料が無料化され、コンパクトシティの推進に向けた体制整備に寄与した。</p> <p>(【リ・バース60】の普及に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リバースモーゲージ型住宅ローンの認知度が低いという金融機関の要望に応え、【リ・バース60】という愛称を決定(再掲)するとともに、全国的に【リ・バース60】の認知度を高めるため、新聞、インターネット広告に加え、BS放送でCMを放映した。 ○ また、お客さま向け事例集を作成し、【リ・バース60】の特徴及び活用事例を新聞社主催のイベント、ファイナンシャルプランナー向けセミナー等で周知した。 ○ 取扱金融機関における利用実績の増加を図るため、取扱金融機関と連携したチラシの作成や住宅事業者向けの勉強会を開催した。 <p>(【リ・バース60】の制度改正等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取扱金融機関のニーズを踏まえ、主に次のとおり制度改正等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ア 担保評価額に加算できる融資対象住宅以外の物件数(借入申込人が所有する物件に限る。)について、1物件から3物件に拡充(平成31年1月から実施) イ 一部繰上償還が行われた場合は、一部繰上償還後の残高に基づき再度保険料計算を行い、保険料を返還(平成31年1月から実施) ○ これらの取組を行った結果、【リ・バース60】の付保申請件数は511件(平成29年度:174件、対前年度比:293.7%)となり、大幅に増加した。 		
--	----------------------------	----------------------------	--	---	--	--

<p>③ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。</p> <p>④ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しな</p>	<p>④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。</p> <p>⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、民間金融機関のニーズ等も踏まえ事務処理や手続を見直</p>	<p>④ 信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。</p> <p>⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、民間金融機関のニーズ等も踏まえ事務処理や手続を見直</p>		<p>○ 民間のリバースモーゲージは、利用エリアを都市部に限定している商品もあるが、【リ・バース60】は全国で利用可能であることから、平成30年度における【リ・バース60】の付保申請件数(511件)のうち、大都市圏(東京、神奈川県、埼玉、千葉、愛知、大阪)以外の実績は268件(付保申請件数全体の52.4%)となった。</p> <p>(買取再販事業者向け融資の普及に向けた取組)</p> <p>○ 平成30年度においては1機関(SBIエリートファイナンス(株))が取扱いを開始し、取扱金融機関数は合計5機関となった。参入希望のあった金融機関との間で、必要書類や審査上の目線合わせの打合せを複数回実施するなど、きめ細やかなフォローを実施し、取扱開始までの金融機関における円滑な事務処理体制の構築を支援した。</p> <p>○ 取扱金融機関の要望を踏まえた事務処理を構築することで、買取再販事業者向け融資への付保申請件数は340件(平成29年度:260件、対前年度比:130.8%)となり、既存住宅の流通促進及びリフォーム市場の活性化に貢献した。</p> <p>○ 家賃債務保証事業者向けにDMを送付し反応があった事業者(家賃債務保証事業者計4社、居住支援法人(NPO法人等)計1法人)を訪問の上、商品性及び契約手続について説明した。その結果、新たに計5社((株)クラスケア、(株)レキオス、ALEMO(株)、(株)近畿保証サービス及び(株)アドヴェント)と家賃債務保証保険契約を締結した(平成30年度末における家賃債務保証保険契約締結事業者数(累計):7社)。また、平成31年度の契約締結に向けて複数の家賃債務保証事業者と継続して調整している。</p> <p>○ 保険金の支払審査を迅速かつ的確に行うため、次の取組を行った。</p> <p>ア 保険金支払審査項目を事前にチェックするシートを活用した迅速な審査の実施</p> <p>イ 保険金支払請求後の進捗管理データベース</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>がら積極的な回収に努めること。</p> <p>⑤ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援すること。</p>	<p>す。</p> <p>⑥ 保険金を支払った債権については、民間金融機関と連携して積極的な回収に取り組むことにより、保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率の平均値を 48%以上とする。(定量目標)</p> <p>⑦ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを行う。</p>	<p>す。</p> <p>⑥ 保険金を支払った債権については、民間金融機関と連携して積極的な回収に取り組むことにより、保険金支払年度の翌年度末までの回収実績率の平均値を 48%以上とする。(定量目標)</p> <p>⑦ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新に対応した住宅ローンの供給等を支援できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを適宜適切に行う。</p>		<p>の活用により、進捗管理を徹底</p> <p>ウ 円滑な支払審査を行うため、保険金支払請求前の金融機関からの照会に対して、必要書類・手続を案内</p> <p>○ 保険金支払決定時の回収方針又は定期的に報告を受けている回収状況調査票に基づく回収取組について、随時金融機関に確認し、進捗管理を徹底した結果、平成 30 年度における回収率は 56.9%となった(達成率:118.5%)。</p> <p>○ 主務省等との協議を重ねながら、次のとおり住宅政策上の必要性やニーズを踏まえた商品性の改善に向けた取組を実施。</p> <p>ア 災害発生時における被災者の早期の住宅再建等を支援するため、特定短期ローン保険及び特定個人ローン保険の付保対象に一般災害に係る災害復興住宅融資を追加(令和元年度下半期から実施予定)</p> <p>イ 高齢者への支援策として、住宅融資保険における【リ・バース60】において、次の制度拡充事項の実施を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定短期ローン保険の付保対象に【リ・バース60】を追加(令和元年度下半期から実施予定) ・資金用途がリフォームの場合に親族居住(使用貸借)を追加(平成31年4月から実施) <p>○ 政策上の必要性や金融機関、事業者のニーズを踏まえた商品性の改善に向け、国土交通省が実施している「住宅ストック維持・向上促進事業」の協議会の勉強会に参加する等、ニーズや要望の把握に努めている。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

・平成30年度の住宅融資保険等事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であるが、保険金支払額が当初想定に比べ減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が大きくなった（予算額に対する決算額の増減：▲62.2%）。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	住宅資金融通等事業		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標：4. 水源等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標：11. 住宅・市街地の防災性を向上する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第10号まで、第2項第2号、第3号、第5号及び第6号並びに附則第7条第1項第1号及び第2項
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定量目標	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	(計画値)	中期目標期間中に80件程度	—	20件程度	20件程度		
		(実績値)	—	38件 (平成28年度)	31件	29件		
		(達成率)	—	—	155.0%	145.0%		
指標	国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数		—	22,801件 (平成28年度)	14,600件	21,314件		
	東日本大震災		—	5,273件 (平成28年度)	3,511件	2,332件		
	平成28年熊本地震		—	17,528件 (平成28年度)	10,987件	9,713件		
	平成29年7月九州北部豪雨		—	—	102件	242件		
	大阪府北部地震		—	—	—	5,515件		
	平成30年7月豪雨		—	—	—	2,986件		
	北海道胆振東部地震		—	—	—	526件		
団体信用生命保険業務の初年度加入率		(全体)	—	65.2% (平成28年度)	66.9%	84.3%		
		(制度改善前団信)	—	—	61.8%	63.4%		

		(制度改善後団信)			87.9%	88.3%		
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度				
予算額（百万円）	2,661,536	2,597,753						
決算額（百万円）	2,624,812	2,481,755						
経常費用（百万円）	308,953	262,094						
経常利益（百万円）	104,923	113,056						
行政サービス実施コスト（百万円）	Δ 99,065	Δ 107,961						
従事人員数	387	378						

注) 財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、次の取組を行うこと。なお、本事業の実施に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。	民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資に関して民間金融機関等の業務状況を不断に検証する。 また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。	民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業において、被災者の個別の事情や地域における事業の必要性等に配慮した丁寧な審査を行いつつ、被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を検証する。 また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を行っているか。 <p><主な定量目標></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 団体信用生命保険の初年度加入率 	<p>次の取組を実施するとともに、地方公共団体と連携し周知活動に努めた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>理由：住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難である災害復興住宅融資やマンション共用部分リフォーム、耐震改修工事を対象とした融資等を適切に実施しており、所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関との協調融資を実施するなどの取組により、定量目標の「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」は目標を達成した。 東日本大震災、熊本地震等からの復興への支援を引き続き丁寧に取り組んだ。 平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震等への対応として、大阪府からの要請を受けて、大阪版被災住宅無利子融資に対応した「災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）」を創設。また、お客さま対応のために平成 30 年 7 月に近畿支店内に「災害融資受付 	<p><評価に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた数値目標については、以下のとおり所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>(1) サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の承認件数は年度計画に定める目標を達成した（達成率 145.0%）。</p> <p>また、上記（1）に加え、機構は以下の取組を実施した。</p> <p>(2) 大阪府（大阪府北部地震等）及び倉敷市（平成 30 年 7 月豪雨）からの要請を受け災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）及び災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）を創設した。また、災害復興住宅融資の返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等の制度簡素化（令和元年 10 月から実施予定）を実施するなど、顧客ニーズに沿った商品改善に努めた。</p>	
① 東日本大震災、熊本地震等の自然災害か	① 自然災害からの復興及び将来発生する	① 災害復興住宅融資等について、地方公						

<p>らの復興及び将来発生するおそれがある大規模な自然災害への予防を支援するため、災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資等を行うこと。 (指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 	<p>おそれがある大規模な自然災害への予防を支援するため、災害復興住宅融資、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資を行うとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。</p>	<p>共団体等と連携して周知活動を図るとともに、被災地において出張相談を実施し、お客さまコールセンターにおける電話相談を実施する。併せて、被災者のニーズ等を踏まえ、事務手続や商品性の改善に努める。</p>		<p>(大阪府北部地震等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府からの要請を受けて、大阪版被災住宅無利子融資制度に対応した災害復興住宅融資(補修・大阪府利子補給型)を創設し、平成30年7月17日から申込受付を開始した。 【災害復興住宅融資(補修・大阪府利子補給型)の申込件数(平成30年度実績):987件】 <p>(平成30年7月豪雨への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県倉敷市(平成30年7月豪雨)からの要請を受けて、倉敷市被災高齢者向け住宅再建支援事業に対応した災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)を創設した(平成31年4月から申込受付開始)。 <p>(熊本地震で被災したマンションの建替への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくり融資の対象地域とするために必要な協議を熊本市と実施するとともに、建替検討の初期段階からまちづくり融資(高齢者向け返済特例)の説明会やカウンセリングを繰り返し実施(マンション建替後の再取得予定者約8割と面談を実施)し建替の合意形成を支援した。 【当該マンションにおけるまちづくり融資(高齢者返済特例)受理件数(平成30年度実績):31件】 <p>(地方創生事例の表彰)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 熊本地震により被災された方々の住宅再建のため、地域住宅生産者グループによる低価格の住宅の提供、地方公共団体の助成及び機構の災害復興住宅融資を一体のものとして周知した。当該取組は、被災者の住宅再建と地域経済活性化を推進する取組として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が公表する平成30年度の『地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」33選』に選定され、内閣府特命担当大臣(地方創生担当)の表彰を受けた。 【熊本地震に係る災害復興住宅融資の受理件数】 平成28年度～平成30年度:3,360件 	<p>センター」を設置し、りそな銀行の大阪府内の支店等とともに相談・受付体制を構築した結果、「災害復興住宅融資(補修・大阪府利子補給型)」は平成30年度に987件の申込があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨からの復興のため、岡山県倉敷市からの要請を受けて、倉敷市被災高齢者向け住宅再建支援事業に対応した「災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・倉敷市補助型)」を創設し、平成31年4月から申込受付を開始した。 熊本地震により被災された方々の住宅再建のため、地域住宅生産者グループによる低価格の住宅の提供、地方公共団体の助成及び機構の災害復興住宅融資を一体のものとして周知したことが、被災者の住宅再建と地域経済活性化を推進する取組として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が公表する平成30年度の『地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」33選』に選定され、内閣府特命担当大臣(地方創生担当)の表彰を受けた。 お客さまコールセンターにおける親身な対応やお客さまのニーズを踏まえて制度改正につなげるなど、災害復興支援を着実に実施している。 防災の観点では地震に対する安全性を向上させるため、地方公共団体等と連携し、耐震改修工事に対するリフォーム融資について周知活動を行 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 大阪府北部地震において、近畿支店内に災害融資受付センターを設置、大手銀行との連携により銀行の各支店も窓口を追加するなど、顧客ニーズを踏まえ迅速な対応を行った。また、熊本地震の住宅再建に資する取組が、まち・ひと・しごと創生本部が公表する平成30年度の『地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」33選』に選定され大臣表彰を受けた。 (4) 地方公共団体が財政支援により推進している独自の耐震診断法に基づく耐震改修工事を融資対象とするため、住宅技術基準の耐震性に関する基準を改正し、京都市及び高山市の補助事業の利用促進に努めた。 (5) 「マンション価値向上に資する金融支援のあり方勉強会」を設立し、民間金融機関、マンション管理業界団体、学識経験者等を巻き込んだ議論を行い、マンションストックの課題に対する金融等による取組の方向性を整理し、最終報告の公表を行った。 (6) 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の融資金利下げを実施し、制度の利用促進に努めた。 (7) 新団信制度の加入率向上に向けた取組を徹底し、平成30年度全体の初年度加入率は84.3%(昨年度は66.9%)と向上した。 <p>全体としては、定められた数値目標</p>
--	--	--	--	---	--	--

				<p>(平成 30 年度：819 件) 【うち災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の受理件数（平成 29 年 1 月制度開始）】 平成 28 年度～平成 30 年度：134 件 (平成 30 年度：103 件)</p> <p>(制度改正等) ○ 被災者のニーズ等を踏まえ、次のとおり制度改正等を行った。</p> <p>ア 災害復興住宅融資（個人向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅融資（個人向け）において、岩手県岩泉町（平成 28 年台風 10 号）及び福岡県朝倉市（九州北部豪雨）からの要請を受けて、各市町の実施する災害復旧事業により住宅再建に時間を要する者を対象として、災害復興住宅融資の受付期限を延長した（岩泉町：平成 30 年 8 月 30 日→令和 2 年 3 月末、朝倉市：平成 31 年 7 月 5 日→令和 3 年 6 月末）。 ・出資金の運用益を活用し、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の融資金利を引き下げた（平成 30 年 4 月受理分から適用）。 ・地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資については、借入額が 300 万円以下の場合は無担保とした（平成 30 年 10 月実施）。 ・お客さまへの分かりやすさの観点から、災害復興住宅融資の金利改定時期を毎月 1 日とした（平成 30 年 11 月から運用開始）。 ・返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等の制度簡素化を行った（令和元年 10 月から実施予定）。 <p>イ 災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利の改定時期について、わかりやすさの観点から毎月 1 日に統一した（平成 30 年 11 月から運用開始）。 ・融資額が 300 万円以下の場合に無担保融資の対象とした（平成 31 年 4 月から実施）。 ・補修の場合について、借入申込時の添付書類を簡素化した（平成 31 年 4 月から実施）。 ・返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等の制度簡素化を行った（令和元年 10 月から実施予定）。 	<p>った。例えば、石川県に働きかけを行い、県内 19 市町と業界団体が参加する「いしかわ住宅耐震ネットワーク」を発足させ、新聞広告やセミナー等の周知活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度面では、住宅技術基準の耐震性に関する基準を改正し、地方公共団体独自の耐震診断法に基づく耐震改修工事（京都市の京町家等耐震改修助成事業、高山市の伝統工法木造建築物耐震化事業）について融資対象に加えた。 ・近年社会問題化している高経年マンションへの対応として、機構が事務局として主導し、マンション問題に対応する金融インフラ整備を目的に、マンション管理業界団体、民間金融機関等から構成される「マンション価値向上に資する金融支援のあり方勉強会」を設立。取組の方向性を整理し、最終報告を行った。 ・その他の地方公共団体との連携として、「よこはま団地再生コンソーシアム」において団地再生の推進策第二弾「マンションの空き住戸対策と建替合意形成支援」として、機構の融資制度を活用した支援策を公表する等住宅資金金融通等事業は、直面する様々な政策課題に対して、地方公共団体等と密に連携し、地域のニーズを踏まえた取組を実施した。 	<p>は達成しており、(1)～(7)の各取組において、政策実施機関としての役割を果たしている。加えて、大阪府北部地震や平成 30 年 7 月豪雨において、自治体や顧客のニーズを踏まえた迅速かつ柔軟な対応を行ったことは高く評価できるものである。これらを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の施策に応じたきめ細やかな対応を迅速に実行したことはA評価に値する。 ・災害が多発した平成 30 年度において、組織をあげて機動的な働きをした。特に、大阪府北部地震、平成 30 年 7 月豪雨においては、大阪府、倉敷市と連携し、迅速に各地方公共団体のニーズに合った災害復興住宅融資制度を創設した。 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅についての定量目標をクリアし、今後の発展の基礎が出来つつある。 ・機構融資を活用してマンション建替え事業を進めるなど、高経年マンションの課題解決に積極的に取り組んだ。 ・マンション金融勉強会は、今後は是非強化し、成果を施策に反映して欲しい。 ・団体信用生命保険の加入率が制
--	--	--	--	---	--	---

		<p>② 東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)</p>	<p>② 東日本大震災、熊本地震等の被災者に対する支援を継続的に行うとともに、災害が起きた際には、電話や面談による相談等、被災者支援の業務実施態勢を関係機関との連携のもとで機動的に構築する。(指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)</p>		<p>(お客さまコールセンターにおける電話相談対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さまコールセンターにおいては、災害専用ダイヤルを設置し、被災者の状況に応じて丁寧な相談対応を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 【国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際のお客さまコールセンターにおける電話相談件数】 12,963 件 (内訳) 東日本大震災：2,091 件 平成 28 年熊本地震：3,044 件 平成 29 年 7 月九州北部豪雨：119 件 大阪府北部地震：4,518 件 平成 30 年 7 月豪雨：2,703 件 北海道胆振東部地震：488 件 ○ 倉敷市の要望を踏まえて平成 30 年 7 月豪雨の被災者を対象に平成 31 年 4 月に創設した「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）」については、高齢者が多いことを踏まえ丁寧に電話対応をし、お客さまへの制度周知を行った。また、カウンセリングを希望されるお客さまに対しては現地（中国）支店へのリレーションを行い、円滑な融資申込みにつなげた。 <p>(大阪府北部地震等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府北部地震は被災住宅に一部損壊が多く、短期間に申込が集中することが見込まれたため、近畿支店内に「災害融資受付センター」を平成 30 年 7 月 17 日に設置した。その後、りそな銀行の大阪府内の各支店等 85 店舗を窓口に追加して受付体制の拡充を図るとともに、平成 30 年 7 月豪雨についても融資対象に追加した。 ○ りそな銀行の窓口に対して勉強会（41 回）を実施し、同行の体制整備を支援した（りそな銀行での受付：332 件（平成 30 年度））。また、その他の地域金融機関についても、当該融資の資金実行の事務等を適切に行うため、勉強会（10 回）を実施した。 ○ 「大阪府北部地震」については、大阪市、茨木 		<p>度改正によって大幅に改善しており、制度改善の効果が顕著にみられる。</p>
--	--	--	--	--	---	--	--

			<p>③ 返済相談においては、借入者の状況に応じて、災害特例等のみならず、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会)等の概要を説明するとともに、これらの手続に</p>		<p>市、高槻市、豊中市、寝屋川市、枚方市及び摂津市からの要請に基づき、近畿支店の職員を相談要員としてそれぞれの市役所に派遣した（派遣回数 41 回）。</p> <p>(その他災害への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東日本大震災」、「熊本地震」及び「九州北部豪雨」に対しては、現地支店（東北支店、九州支店）が地方公共団体と連携し、住宅再建相談会を継続して行った（東日本大震災：派遣回数 82 回、熊本地震：派遣回数 288 回、九州北部豪雨：派遣回数 20 回）。 ○ 「平成 30 年 7 月豪雨」については、倉敷市及び愛媛県大洲市からの要請に基づき、中国支店及び四国支店の職員を相談要員としてそれぞれの市役所に派遣（派遣回数 28 回、相談件数 231 件）した。 ○ 「北海道胆振東部地震」に対しては、北海道及び札幌市からの要請に基づき、北海道支店の職員を相談要員として、市役所等に派遣した（派遣回数 21 回）。 <p>(その他の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事審査が円滑に実施されるようそれぞれの現地支店と連携し、地方公共団体等向けの工事審査研修を実施した（平成 30 年 7 月：大阪府 95 名、9 月：愛媛県 19 名、9 月：高知県 8 名）。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った。お客さまの状況に応じて、災害特例等や、自然災害ガイドライン等の概要を説明。 ○ 東日本大震災に係る災害特例の承認件数は累計 6,199 件、私的整理ガイドライン適用の申出があった債権数は 380 件で、うち弁済計画が成立した債権数は 361 件（いずれも累計）となった。 ○ 熊本地震等に係る災害特例の承認件数は累計 459 件、自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は 107 件で、うち調停条項が確定した債権数は 66 件（いずれも累計）となった。 		
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>② 住生活基本計画に掲げられた「子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備」し、ニッポン一億総活躍プランに掲げられた「介護離職ゼロ」等の施策の実現に資するよう、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資等を行うこと。</p> <p>(定量目標)</p> <p>・中期目標期間中のサービス付き高齢者向</p>	<p>③ 子どもを育成する家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅の供給を促進するため、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資を行う。</p>	<p>従い、適切な措置を講ずる。</p> <p>④ 災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、国、地方公共団体との連携等による周知を行う。</p> <p>⑤ 子どもを育成する家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅の供給を促進するため、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資を行う。</p>		<p>○ 平成 30 年度に発生した、平成 30 年 7 月豪雨等に係る災害特例承認件数は 29 件、自然災害ガイドライン適用の申出があった債権数は 10 件で、うち調停条項が確定した債権数は 1 件（いずれも累計）となった。</p> <p>(制度改正)</p> <p>○ 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額が 300 万円以下の場合は無担保とした（個人向けは平成 30 年 10 月から実施、事業者向け融資は平成 31 年 4 月から実施）。</p> <p>(再掲)</p> <p>○ 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額の単位、据置期間等を災害復興住宅融資並びとする制度簡素化を行った（令和元年 10 月から実施予定）。</p> <p>(周知活動)</p> <p>○ 宅地に甚大な被害が生じた熊本地震においては、引き続き、チラシを活用して宅地被害を受けた方に対する融資制度（災害復興住宅融資及び宅地防災工事資金融資）を周知した。</p> <p>○ (一社) 賃貸住宅建設協会主催の住宅事業者向け勉強会や公益社団法人東京共同住宅協会主催の賃貸オーナー向けセミナーにおいて、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資制度を周知した。</p> <p>○ 適正な賃貸経営をサポートするため、次の取組を実施した。</p> <p>ア 国土交通省・消費者庁・金融庁が作成したサブリース契約に係るトラブル防止についての注意喚起チラシを、賃貸住宅融資の借入申込書類一式に組み入れて配布した。(平成 30 年 4 月)</p> <p>イ 賃貸経営リスク等に係る注意喚起のための資料を作成し、平成 31 年 4 月から賃貸住宅融資の借入申込書類一式に組み入れて配布。</p> <p>○ これらの取組の結果、子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の融資予約件数は 1,493</p>		
--	---	--	--	--	--	--	--

<p>け賃貸住宅融資の融資承認件数を 80 件程度とする。(第二期中期目標期間見込実績：104 件)</p>	<p>④ 高齢者の居住安定に資する住宅の整備を促進するため、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の周知等を行い、中期目標期間中の融資承認件数を 80 件程度とする。(定量目標)</p>	<p>⑥ サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資については、国、介護運営事業者、地域金融機関等と連携した周知活動を行うことにより、融資の認知度・理解度の向上を図るとともに、融資の事前相談段階からきめ細やかな対応を行うことにより、融資承認件数を 20 件程度とする。(定量目標)</p>	<p>件、融資予約戸数は 16,456 戸、融資予約金額は 1,718 億円(前年度比 127.6%)となった。</p> <p>(周知活動及び実績)</p> <p>○ 介護運営事業者等への認知度を高めるため、業界紙における広告の掲載を行うほか、セミナーや説明会等でサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資制度を周知した。</p> <p>【周知実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住宅新聞広告掲載 5 回 ・金融専門誌への記事掲載 3 回 ・住まい×介護×医療展 1 回 ・地域金融機関等とタイアップした記事型広告実施 1 回 <p>○ 全国のサービス付き高齢者向け住宅の新規登録件数が鈍化する中に関わらず、平成 30 年度におけるサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の承認件数は、年度計画の 20 件程度に対して 29 件(達成率 145%)となった。</p> <p>【参考】全国のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の登録戸数：平成 30 年度 14,107 戸、平成 29 年度 13,992 戸、平成 28 年度 16,899 戸</p> <p>(協調融資)</p> <p>○ 民間金融機関との協調融資については、機構からの働きかけや協調融資に係る記事の金融専門誌への掲載等の効果により、地方銀行 5 行を含む 8 金融機関と新規に協定を締結した。</p> <p>【協調融資にかかる協定締結先(平成 31 年 3 月末)】 64 機関(都市銀行：1 機関、地銀：28 機関、信金・信組：35 機関)</p> <p>○ 地域のニーズに応じて、地域金融機関と機構が連携し、サービス付き高齢者向け賃貸住宅への融資を協調して実施した。</p> <p>【協調融資 承認件数(平成 30 年度実績)】 7 件(平成 29 年度：6 件)</p> <p>(制度改正)</p> <p>○ 賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型))について、融資額が</p>		
--	---	--	---	--	--

<p>③ 地域の住まい・まちづくりへの支援に関する取組について、地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化するとともに、一層の周知活動に努めること。</p>	<p>⑤ 地域の住まい・まちづくりへの支援に関する機構の取組について、地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化するとともに、国民に対してわかりやすく伝わり、正しく理解されるよう一層の周知活動に努める。</p>	<p>⑦ 地方公共団体、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等を含めた住生活に関わる主体との連携及び協力を強化するとともに、地域の住まい・まちづくりへの支援に関する機構の取組が国民に対してわかりやすく伝わり、正しく理解されるよう一層の周知活動に努める。</p>		<p>300万円以下の場合に無担保融資の対象とする制度改正を実施した（平成30年11月）。</p> <p>（周知ツールの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体との連携を深堀するための「地域政策サポートガイド」を作成した（平成30年9月）。同ガイドを活用し、地方公共団体の政策に協力できる機構の融資制度等を地方公共団体、全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会に周知した。 ○ 空き家対策に関して、地方公共団体と連携するためのツールとして「空き家活用のススメ」を作成し、周知に活用した（平成31年3月）。 		
<p>④ 住生活基本計画に掲げられた「多数の区分所有者の合意形成という特有の難しさを抱える老朽化マンションの建替え」の促進等の施策の実現に資するよう、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、まちづくり融資を行うこと。</p>	<p>⑥ 老朽化マンションの建替えの促進等の施策を実現するため、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、融資を的確に行えるよう地方公共団体に加え、民間事業者、NPO、マンション管理組合等の幅広い主体に対してまちづくり融資に関する周知活動を行うとともに、資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マン</p>	<p>⑧ 老朽化マンションの建替えの促進等の施策を実現するため、関係権利者の合意形成や事業計画策定等に関し初期段階から支援を行うなど、民間金融機関では融資が困難な局面において、融資を的確に行えるよう地方公共団体に加え、民間事業者、NPO、マンション管理組合等の幅広い主体に対してまちづくり融資に関する周知活動を行うとともに、資金計画に関する相談等に事業の初期段階から対応するなど、マン</p>		<p>（制度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を初動期段階から支援するためにまちづくり融資（短期事業資金）を実施し、一部案件では民間金融機関と協調する融資を実施した。 【まちづくり融資（短期事業資金）の平成30年度受理件数：13件（うち、8件は事業の初動資金としての借入れで権利変換後は民間金融機関へのリレー案件。2件は民間金融機関との協調融資）】 ○ 高齢者の建替え後の住宅取得を支援するために、まちづくり融資（高齢者向け返済特例）を実施した。 【まちづくり融資（高齢者向け返済特例）の平成30年度受理件数：5団地、56件】 <p>（周知、相談活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり、コンサルタント、デベロッパー、管理組合等に対する説明、相談対応を実施した。 ・まちづくり融資（短期事業資金及び高齢者向け返済特例）の新規相談（46件） 		

	<p>⑤ 住生活基本計画に掲げられた「リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新」等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事に対する融資等のリフォーム融資を行うこと。</p>	<p>マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。</p> <p>⑦ 地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。</p>	<p>マンション建替え等のプロジェクトにおけるまちづくり融資を行う。</p> <p>⑨ 地震に対する安全性の向上を図るため、必要に応じて地方公共団体等と連携しながら、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合向けに高齢者向け返済特例の説明会（19 団地） ○ 次のとおり各主体と連携し、まちづくり関連やマンション再生支援関係の制度周知を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等との連携会議等（21 回） ・業界団体が主催する事業者や管理組合等に対する説明会、セミナー等（26 回） ・個別マンション管理会社の社員向け勉強会（10 回） <p>（制度改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸住宅リフォーム融資（長期耐用耐震改修）について、平成 30 年 7 月から制度を開始した。 ○ 地方公共団体が財政支援し、地方公共団体独自の耐震診断法に基づく耐震改修工事を融資対象とするため、住宅技術基準の耐震改修工事に関する基準を改正した（平成 30 年 10 月）。 <p>【融資対象とした地方公共団体による耐震改修補助事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市：京町家等耐震改修助成事業 ・高山市：伝統構法木造建築物耐震化事業 ○ 耐震改修工事に対するリフォーム融資については、借入額が 300 万円以下の場合は無担保とした（平成 30 年 10 月）。 <p>（普及活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等と連携して、リフォーム融資（耐震改修）を活用することで、住宅の耐震化率向上に向けて取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ア 京都市と連携してリフォーム融資（耐震改修）や市の助成制度が京町家で利用できる旨のチラシを作成し、住宅事業者に配布した。また、新聞広告により周知した。 イ 石川県に働きかけを行い、県内全 19 市町と業界団体が参加する「いしかわ住宅耐震ネットワーク」を発足させた（平成 30 年 7 月）。耐震改修に係る補助事業と併せて耐震改修工事に対するリフォーム融資を周知するため、北國新聞（平成 30 年 10 月）及び北陸中日新聞（平成 31 年 1 月）への記事型広告の掲載、 		
--	--	---	--	--	---	--	--

		<p>⑧ マンションの経年劣化への対応、耐震性等の向上を目的としたマンションの外壁や屋根防水等の大規模修繕、耐震改修等に必要な資金を供給するため、マンション共用部分リフォ</p>	<p>⑩ マンションの経年劣化への対応、耐震性等の向上を目的としたマンションの外壁や屋根防水等の大規模修繕、耐震改修等に必要な資金を供給するため、必要に応じて地方公共団体</p>		<p>住宅事業者向けセミナーを開催した。この結果、県のホームページの閲覧数が約 10 倍となり、補助制度の窓口である市町村への相談は約 5 倍になるなどの効果が見られた。</p> <p>ウ 熊本県主催の熊本市町村等連絡会議において、耐震改修工事に対するリフォーム融資（高齢者向け返済特例）を説明するとともに、お客さま及び事業者向けセミナーにおいて、県による耐震改修工事に係る助成事業の説明に併せて、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した。</p> <p>エ 東京都防災・建築まちづくりセンター主催の東京都木造住宅耐震診断技術者講習会において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した（平成 30 年 8 月）。</p> <p>オ 静岡県の耐震診断補強相談士講習会（計 3 回）において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した（平成 30 年 11 月）。</p> <p>カ 機構主催のファイナンシャルプランナー向けの住宅ローンセミナーにおいて、耐震改修工事に対するリフォーム融資及び災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）を説明した（平成 30 年 11 月、平成 31 年 1 月）。</p> <p>（制度実績）</p> <p>○ 旧耐震マンションの耐震化工事を支援するためにマンション共用部分リフォーム融資を行った。</p> <p>【マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修）の平成 30 年度受理実績：9 件、927 戸、7.6 億円】</p> <p>（マンション金融勉強会の開催）</p> <p>○ マンション問題に対応する金融インフラ整備を目的として、民間金融機関、マンション管理業界団体、学識経験者、国、地方自治体等から構成される「マンション価値向上に資する金融支援のあり方勉強会」を設立した。勉強会では、マンション共用部分リフォーム融資への民間金融機関の取組状況を確認するとともに、全 5 回の議論を踏まえ、マンションストックの課題に対</p>		
--	--	---	---	--	--	--	--

		<p>ーム融資を行う。</p> <p>⑨ 高齢者がバリアフリー工事や耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済</p>	<p>等と連携しながら、マンション共用部分リフォーム融資を行う。</p> <p>⑩ 高齢者がバリアフリー工事や耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済</p>		<p>する金融等による7つの取組の方向性を整理し、平成31年2月に最終報告を公表した。</p> <p>○ マンションの計画的な修繕及びそのための資金調達（積立金・借入）を促す「マンション版ライフサイクルシミュレーションツール」（勉強会の打ち手の一つ）の作成（令和2年完成予定）に向け、共用部分リフォーム融資を利用したマンションの工事費・見積書データを収集した（約1,600件）。また、当該データの整理・分析に着手した。</p> <p>（制度改正）</p> <p>○ マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み）について、300万円以下の無担保融資を開始した（平成30年12月から実施）。</p> <p>（制度実績）</p> <p>○ マンションの大規模修繕等を支援するためにマンション共用部分リフォーム融資を行った。 【マンション共用部分リフォーム融資の平成30年度受理実績：426件、23,658戸、119億円】 （平成29年度（23,448戸）比101%（戸数ベース））</p> <p>（周知活動）</p> <p>○ 次のとおり各主体と連携し、まちづくり関連やマンション再生支援関係の制度周知を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等との連携会議等（21回） ・業界団体が主催する事業者や管理組合等に対する説明会、セミナー等（26回） ・個別マンション管理会社の社員向け勉強会（10回） ・イベント（建築再生展）へのブース出店及びセミナー開催（5回） <p>（周知活動）</p> <p>○ 次のとおり、耐震改修工事等に対するリフォーム融資（高齢者向け返済特例）を説明した。</p> <p>ア 熊本県主催の熊本県市町村等連絡会議において、耐震改修工事に対するリフォーム融資</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

		<p>特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。</p> <p>⑩ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を的確に行う。</p>	<p>特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。</p> <p>⑫ 住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を的確に行う。</p>		<p>(高齢者向け返済特例)を説明するとともにお客さま及び事業者向けセミナーにおいて、県による耐震改修工事に係る助成事業の説明に併せて、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した。(再掲)</p> <p>イ 東京都防災・建築まちづくりセンター主催の東京都木造住宅耐震診断技術者講習会において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した(平成30年8月)。(再掲)</p> <p>ウ 静岡県の耐震診断補強相談士講習会(計3回)において、耐震改修工事に対するリフォーム融資を説明した(平成30年11月)。(再掲)</p> <p>エ 機構主催のファイナンシャルプランナー向けの住宅ローンセミナーにおいて、耐震改修工事に対するリフォーム融資及び災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)を説明した(平成30年11月、平成31年1月)。(再掲)</p> <p>(制度改正)</p> <p>○ 賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)を融資額300万円以下の場合に無担保融資の対象とした(平成30年11月から実施)。</p> <p>(周知活動)</p> <p>○ 住宅確保要配慮者向け住宅確保に係る機構の取組(家賃債務保証保険・賃貸住宅リフォーム)をまとめた公共団体向け説明資料を作成し(平成30年6月)、地方公共団体等への周知を図った。</p> <p>○ 国土交通省、地方公共団体等と連携し、勉強会、セミナー等で賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の周知を実施した。</p> <p>【主な周知例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人賃貸住宅建設協会主催の住宅事業者向け勉強会 ・東京都主催の23区以外の市町村向け住宅セーフティネット法に関する説明会 ・東京都と連携した公益社団法人東京共同住宅協会主催の賃貸オーナー向けセミナー ・東京都主催の区市向け居住支援協議会設立の 		
--	--	--	---	--	---	--	--

<p>⑥ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給すること。</p>	<p>⑪ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを行う。</p>	<p>⑬ 新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等の住宅政策に対応した住宅ローンを供給できるよう、社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直しを適切に行う。</p>		<p>ための説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産ソリューションフェア（主催：ビル経営研究所）のパネルディスカッション ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会主催の事業者向けセミナー（福岡、大分、宮城、三重） <p>（よこはま団地再生コンソーシアム）</p> <p>○ 「よこはま団地再生コンソーシアム」において、各所属団体と高経年団地が抱える諸課題の整理と対応策等について検討を進め、具体事例に係る関係者等へのヒアリング等を経て、平成30年12月に団地再生の推進策第二弾「マンションの空き住戸対策と建替合意形成支援」として、機構の融資制度を活用した支援策について横浜市より記者発表が行われた。</p> <p>併せて、マンション再生に向けた支援体制強化のため横浜市、横浜市住宅供給公社、神奈川県マンション管理士会及び住宅金融支援機構の4者からなる横浜市内高経年分譲マンションの再生活動を行うことを目的とする協定書を平成30年12月に締結した。平成31年2月には「多世代循環による団地再生」についての第2回シンポジウムを開催した。</p> <p>（地方公共団体との協定等に基づく取組）</p> <p>○ 耐震化促進に関する協定を締結した茅ヶ崎市内の管理組合からの要請に基づき、茅ヶ崎市職員とともに訪問して市の耐震診断補助金及び機構のマンション再生支援策について説明を行った。</p> <p>また、別の具体的な耐震化を検討している管理組合の要請に基づき、JASO（耐震総合安全機構）とも連携して市、機構の3者協同により事業手法及び資金計画等について説明を行った。</p> <p>○ 南海トラフ地震に備えた取組として熊本地震等における機構の災害対応へのノウハウを活用し、東海地域において「大規模災害発生時住宅ローン対応研修」を開催した。同研修では、熊本地震時の地域金融機関の取組や再建に向けた自</p>		
--	---	--	--	--	--	--

					<p>治体と金融機関との連携について機構職員等から発表した。</p> <p>(地方公共団体のニーズを踏まえた対応)</p> <p>○ 地方公共団体の喫緊の課題である「空き家」対策について、ニーズを踏まえた金融的支援をするため、フラット35地域活性化型に空き家対策を追加した。</p> <p>(制度改正等)</p> <p>○ 次のとおり、住宅政策上の必要性や地方公共団体等のニーズを踏まえた制度・運用の見直しを行った。</p> <p>ア 災害復興住宅融資について、返済期間、住宅の床面積要件、融資限度額等における制度の簡素化（令和元年10月から実施予定）（再掲）</p> <p>イ 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額の単位、据置期間等を災害復興住宅融資並びとする制度の簡素化（令和元年10月から実施予定）</p> <p>ウ 既存賃貸住宅の市場価値を高める新築並みリフォーム工事の推進を目的とし、賃貸住宅リフォーム融資（長期耐用耐震改修）を、平成30年7月から実施</p> <p>エ マンション共用部分リフォーム融資における融資限度割合等の融資条件を見直すことを決定（令和元年10月から実施予定）</p> <p>オ マンション共用部分リフォーム融資について、工事着工前の写真等の一部提出書類の削減（平成30年7月実施）、借入申込書や受理チェックシート等の関係書式の見直し（平成31年2月実施）、工事完了届の簡素化と提出する写真の一部削減（平成31年4月実施）</p> <p>カ まちづくり融資（高齢者返済特例（保証ありコース））について、お客さまのニーズを踏まえ融資限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げることを決定（平成31年4月実施）</p> <p>○ 特約料方式の団信について、途中脱退の防止</p>		
	⑦ 証券化支援事業及	⑫ 証券化支援事業及	⑭ 証券化支援事業及				

<p>び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うとともに、信用リスクの管理等を踏まえた制度・運用の見直しを行うこと。</p> <p>(指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体信用生命保険の初年度加入率 <p>⑧ 既往債権管理業務においては、新規の延滞発生を抑制を図りつつ、延滞債権を削減するなど債権管理・回収を的確かつ効率的に行うこと。</p>	<p>び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。また、信用リスクの管理等を踏まえつつ、初年度加入率の向上や2年目以降の脱退率の低下につながる制度・運用の見直しを行う。(指標：団体信用生命保険の初年度加入率)</p> <p>⑬ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生を抑制を図りつつ、担保不動産の任意売却等により延滞債権を削減するなど債権管理・</p>	<p>び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行う。</p> <p>⑭ 信用リスクの管理等を踏まえつつ、団体信用生命保険の初年度加入率の向上や2年目以降の脱退率の低下につながる取組を着実にを行う。(指標：団体信用生命保険の初年度加入率)</p> <p>⑯ 既往債権業務における個人向け債権については、返済相談等を通じ延滞債権の新規の発生を抑制するとともに、延滞債権の処理を進める。返済が困難になった借入者に対しては、平成 25 年 3 月 31 日</p>		<p>や加入負担を軽減して利用者にとって利便性が高く利用しやすい制度とするため、次のとおり制度改正や手続改善の実施を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 直接融資に係る団信特約料の金利組込方式の導入（令和2年度中に実施予定） イ 団信特約料の月払いの追加（令和2年度中に実施予定） ウ 後継者（80歳到達者の連帯債務者）の加入に係る手続見直し（令和元年10月から実施予定） <p>○ 併せて、既に参加された方に対する団信加入継続の取組や団信弁済について、次のとおりの確に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特約料の支払いが遅延している加入者や団信の脱退を希望する加入者に対して、団信加入の必要性を案内する等により、加入継続を勧奨 イ 団信弁済を的確に実施（平成 30 年度末実績：団信弁済決定 7,369 件（55,989 百万円）） <p>○ 支店、コールセンター及び生命保険会社の意見を踏まえ新団信制度及び夫婦連生（デュエット）の周知チラシを新たに作成。生命保険会社の協力の下、住宅事業者や金融機関を訪問（延べ約 4,000 先）し、保障内容等を周知した。その結果、新団信制度の初年度加入率は、88.3%（平成 29 年度 87.9%）に改善した。また、旧団信制度も含む団信全体の初年度加入率も 84.3%となり、昨年度の 66.9%を大幅に上回った。</p> <p>○ 返済相談等を通じてお客さまの実情を把握した上で返済計画の策定等を行い、返済継続に繋げることで新規の延滞発生を抑制した。</p> <p>○ 延滞中のお客さまについては、丁寧なカウンセリングを通じて、延滞の原因や生活状況を詳細に把握した上で、必要に応じて家計の見直しの提案や返済方法の変更の適用により、返済の正常化を支援した。</p> <p>○ 金融円滑化法の適用期限終了後においても、同法の趣旨を踏まえ、返済相談体制を整備し、</p>		
---	---	---	--	--	--	--

		<p>回収を的確かつ効率的に行う。</p>	<p>をもって適用期限終了となった中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）（以下「金融円滑化法」という。）の趣旨を踏まえ、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応するとともに、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。</p> <p>⑰ 既往債権業務における事業者向け債権については、延滞債権、貸出条件緩和債権並びに正常償還中の大口貸出先債権及び過去延滞債権について、借入者の財務内容を把握する。また、満 3 か月以上の延滞債権について、個別債権ごとに進捗管理を行う。返済が困難になった借入者に対しては、金融円滑化法の趣旨を踏ま</p>		<p>返済困難者に対して償還期間延長などの措置を適切に行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢のお客さまの住宅維持、生活維持の支援を目的としたリバースモーゲージ型の返済方法変更（シルバー返済特例）については、機構職員自らがきめ細かなカウンセリングを行うことにより、的確かつ柔軟に対応した。 （平成 30 年度承認件数：78 件） （平成 29 年 4 月からの累計承認件数：114 件） ○ 丁寧なカウンセリングを背景とした的確な返済方法変更を適用してきた結果、返済方法変更後の正常化率は高水準で推移している。 （参考） 個人向け直接融資債権に係る年度別の返済方法変更適用件数と変更後 4 年経過時点での正常化率は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度：5,596 件 →平成 30 年度末時点で 76.88%が正常化 ・平成 25 年度：7,211 件 →平成 29 年度末時点で 78.35%が正常化 ○ カウンセリングの結果、返済方法の変更等を行っても返済継続が困難であるお客さまに対しては、競売と比較して債務圧縮効果の高い任意売却を提案し、お客さまの生活再建を支援した。 ○ 事業者向け債権については、債権管理業務・自己査定業務の一環として、お客さまの財務内容の把握に努めるとともに、満 3 ヶ月以上の延滞債権については、個別債権ごとに実態の把握、措置方針の策定、進捗状況の管理を行い、返済継続が困難なお客さまに対する対応等を行った。その他にも、返済方法変更の適用が終了する債権等に対し状況把握を行うなど、返済継続を支援した。 ○ 長期延滞債権等の返済継続が困難であるお客さまについては、競売よりも早期解決及び債務圧縮効果が高く、お客さまの事業の再建が期待できる任意売却を提案し、お客さまの立ち直りを支援した。 		
--	--	-----------------------	--	--	--	--	--

	<p>⑨ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。</p>	<p>⑭ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。</p>	<p>⑱ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。</p>	<p>え、引き続き積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応するとともに、長期延滞債権については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。</p>	<p>○ 子育て世帯、中小企業の勤労者に対する金利引下措置の延長を受け、申込案内、ホームページ等で周知した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

- 平成30年度の住宅資金融通等事業における支出額（決算額）は、予算額の範囲内であり、かつ、予算額からの乖離は小さい（予算額に対する決算額の増減：▲4.5%）。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報	
一般管理費（人件費、公租公課 及び特殊要因を除く。）	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに平成 28 年度比 2.5%以上削減	—	—	—				
	(実績値)	—	—	▲4.3%	▲11.5%				
	(達成度)	—	—	—	—				
証券化支援業務に係る毎年度の 経費率	(計画値)	中期目標期間の平均 0.18%以下	—	—	—				
	(実績値)	—	0.15% (前中期目標 期間平均)	0.15%	0.12%				
	上段：単年度 下段：中期目標期間 平均値			0.15%	0.13%				
(達成度)	—	—	—	—					
直接融資業務（既往債権管理勘 定の既融資を除く）に係る毎年 度の経費率	(計画値)	中期目標期間の平均 0.50%以下	—	—	—				
	(実績値)	—	0.32% (前中期目標 期間平均)	0.40%	0.40%				
	上段：単年度 下段：中期目標期間 平均値			0.40%	0.40%				
(達成度)	—	—	—	—					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評定	B	
(1) 業務改善の取組 「3 国民に対して 提供するサービスその 他の業務の質の向上に 関する事項」に示した目 標を達成するに当たり、 「独立行政法人会計基 準」(平成 27 年 1 月 27	1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に 対して提供するサービ スその他の業務の質の 向上に関する目標を達 成するためとるべき措 置」を実施するに当た り、「独立行政法人会計	1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に 対して提供するサービ スその他の業務の質の 向上に関する目標を達 成するためとるべき措 置」を実施するに当た り、「独立行政法人会計	<評価の視点> ・PDCAサイクル による取組等を通 じて、業務実績・活 動の把握や成果の 向上に向けた業務 の改善及び業務の 効率化に取組を行	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 理由：次のとおり、PDCAサイ クルによる取組等を通 じて、 業務実績・活動の把握や成果 の向上に向けた業務の改善 及び業務の効率化に向け た取組を実施しており、 所期の目標	<評定に至った理由> 年度計画等で定めた数 値目標については、以 下のとおり所期の目標 を達成していると認め られる。 (一般管理費) 達成目標「中期目標期 間の最終年度までに平 成 28 年度比 2.5%以上 削減」に対し、11.5%削 減		

<p>日改訂)を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)について、平成28年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減すること。</p> <p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努めること。</p> <p>③ 直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの</p>	<p>基準」(平成27年1月27日改訂)を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)について、平成28年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減する。</p> <p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努める。</p> <p>③ 直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ロ</p>	<p>基準」(平成27年1月27日改訂)を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。)について、平成28年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減するよう、業務の改善及び業務の効率化に取り組む。</p> <p>② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.18%以下とするように努める。</p> <p>③ 直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率(事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ロ</p>	<p>っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成に向けて事業を実施するため、適切な経営資源の配分に努めているか。 ・調達等合理化計画に基づく取組が着実に実施できているか。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された考え方の下、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげているか。 ・IT技術を活用して執務環境の整備を図っているか。 ・IT技術の高度化に対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図り、コストの抑制に努めながら、IT基盤の整備を行っているか。 <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因を除く。) ・証券化支援業務に係る毎年度の経費率 ・直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く。)に係る毎年度の経費率 	<p>○ 平成30年度事務費(一般管理費)については、第三期中に必要となる経費の執行見通しを考慮しつつ、支出実行時の当該調達の必要性、実施内容及び数量等の精査等を徹底し、経費の執行に努めた。その結果、平成30年度の一般管理費は平成28年度に比べ11.5%の削減となった。</p> <p>○ 支出実行時において、当該調達の必要性、実施内容及び数量等の精査を徹底した。その結果、平成30年度の証券化支援業務に係る経費率は、0.12%となった。</p> <p>○ 支出実行時において、当該調達の必要性、実施内容及び数量等の精査を徹底した。その結果、平成30年度の直接融資業務に係る経費率は、0.40%となった。</p>	<p>を達成していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費並びに証券化支援業務及び直接融資業務(既往債権管理勘定の既融資を除く)に係る経費率の定量目標は、中期目標の達成に向けて着実に進捗している。 ・定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営資源の効率的な配分を図るため、次のとおり組織体制を整備した。 ・大阪府北部地震への対応に関し、地方公共団体との連携強化及び被災者支援を機動的に対応する観点から近畿支店内に「災害融資受付センター」を開設 ・不適正事案に対する未然防止等の取組強化やモニタリング等を通じた委託先管理を行う専属部署として平成31年度から「業務管理部」を新設 ▶ 証券化支援事業未参入かつ直接融資の契約形式が一部委託契約の122機関のうち、金融機関の希望等を確認し、40機関と管理特化型の契約を締結した。 ▶ 調達等合理化計画に基づき、次のとおり契約監視委員会の点検を受ける等契約の適正化に努めた。 ・競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものを除き行わないこととし、継続的に取り組んだ結果、平成30年度における競争性のない 	<p>(証券化支援業務に係る経費率) 達成目標「中期目標期間の平均0.18%以下」に対し、0.12%</p> <p>(直接融資業務に係る経費率) 達成目標「中期目標期間の平均0.50%以下」に対し、0.40%</p> <p>その他の実績についても自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営効率化に関しては、数値目標もクリアしており、評価できる。 ・経費削減は相当の水準に達していると思われるが、過度な経費削減が業務遂行の妨げにならないように留意してほしい。 ・人材不足が広がる中で、人材の確保と職員のモチベーションの維持が重要な課題となっているが、業績連動型賞与制度などの適切な運用によって、機構の業務の質が向上することを期待している。
--	--	---	---	--	---	--

<p>年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努めること。</p> <p>(2) 適切な経営資源の配分 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備、委託機関等を含む効率的な業務実施体制の整備等が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。</p> <p>(3) 調達方法の見直し 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平</p>	<p>年の年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努める。</p> <p>2. 適切な経営資源の配分 ① 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、より効果的な組織体制の整備を行う。 ② 委託機関等における業務の実施状況に関するモニタリングや委託機関等からの要請・ニーズを踏まえ、事務・手続の効率化を推進するとともに、委託機関等の実態を鑑み、効率的な業務運営に資するよう継続的に業務実施体制の見直しを行う。</p> <p>3. 調達方法の見直し 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平</p>	<p>年の年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。)について、中期目標期間の平均を0.50%以下とするように努める。</p> <p>2. 適切な経営資源の配分 ① 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、より効果的な組織体制の整備を行う。 ② 委託機関等における業務の実施状況に関するモニタリングや委託機関等からの要請・ニーズを踏まえ、事務・手続の効率化を推進するとともに、委託機関等の実態を鑑み、効率的な業務運営に資するよう継続的に業務実施体制の見直しを行う。</p> <p>3. 調達方法の見直し ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進につい</p>		<p>○ 大阪府北部地震への対応に関し、地方公共団体との連携強化及び被災者支援を機動的に対応する観点から、近畿支店内に「災害融資受付センター」を開設し、相談・受付体制を整備した。</p> <p>○ 不適正事案に対する未然防止等の取組強化やモニタリング等を通じた委託先管理を行う専属部署として、平成31年度から「業務管理部」を新設することを決定した。</p> <p>○ (一社)全国銀行協会及び(一社)全国地方銀行協会からの要望等を踏まえ、次の対応等を実施した。 ア (独)福祉医療機構自然人保証全繰債権のサービサー委託の導入(令和2年度実施予定) イ 基本管理回収手数料の改定(平成31年度実施) ウ 団体信用生命保険制度における月払制の導入(令和2年度実施予定) エ 保険代位債権の管理・回収業務のサービサー委託の導入(令和元年10月実施予定)</p> <p>○ 証券化支援事業未参加かつ直接融資の契約形式が一部委託契約の122機関のうち、金融機関の希望等を確認し、40機関と管理特化型の契約を締結した。</p> <p>○ 平成30年度調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないもの限り契約した。</p>	<p>随意契約件数及び金額は、いずれも平成30年度調達等合理化計画で定めた評価指標を下回った。</p> <p>・平成29年度調達等合理化計画の自己評価結果及び平成30年度調達等合理化計画について、契約監視委員会の点検を受け、策定・公表した。</p> <p>・公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまでに契約監視委員会で点検を受けたことのない種類の競争性のない随意契約を締結する場合は、契約締結前に機構内部に設置された契約審査委員会で契約の妥当性の審査を行った。</p> <p>また、事後的に契約監視委員会の点検を受け、全件において妥当である旨の評価を得た。一者応札・応募案件に係る各改善方策は、契約監視委員会において全て妥当である旨の評価を受けた。</p> <p>・適正かつ合理的な調達のため、①契約審査委員会の活用、②適切な予定価格の設定、③調達に関する施策の尊重及び周知にのり対応した。</p> <p>➤ 役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。</p> <p>➤ 平成29年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性についてホームページに</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合(件数・金額)が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。</p>	<p>成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合(件数・金額)が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。</p>	<p>て」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約の割合(件数・金額)が公表されている直近の全独立行政法人の平均値を上回らないものとする。</p> <p>② 調達等合理化計画は、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受け策定・公表するとともに、年度終了後、実施状況の自己評価についても同様に契約監視委員会の点検を受け評価・公表する。</p> <p>③ これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない種類の競争性のない随意契約については、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行い、一者応札・応募となった調達案件については、入札に参加しなかった事業者からのヒア</p>		<p>その結果、平成 30 年度における競争性のない随意契約件数及び金額は、いずれも平成 30 年度調達等合理化計画で定めた評価指標(※)を下回った。</p> <p>※評価指標(総務省において公表されている直近(平成 26 年度)の全独立行政法人の平均)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約件数全体に占める競争性のない随意契約件数割合: 20% ・契約金額全体に占める競争性のない随意契約金額割合: 17.5% <p>【平成 30 年度実績】</p> <p>件数: 48 件 (5.3%: 対前年度比▲25.0%)</p> <p>金額: 26.2 億円 (6.2%: 対前年度比+153.2%)</p> <p>○ 平成 29 年度調達等合理化計画の自己評価結果及び平成 30 年度調達等合理化計画について、契約監視委員会の点検を受け策定・公表した。</p> <p>○ 公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまでに契約監視委員会で点検を受けたことのない種類の競争性のない随意契約を締結する場合は、契約締結前に機構内部に設置された契約審査委員会で契約の妥当性の審査を行った。</p> <p>また、事後的に契約監視委員会の点検を受け、全件において妥当である旨の評価を得た。</p> <p>(参考) 平成 30 年度に点検を受けた新規の競争性のない随意契約</p> <p>件数: 1 件、金額: 30 百万円</p> <p>○ 一者応札・応募案件については、資格等級の柔軟な対応、公告期間の延長及び事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映等、公正性・透</p>	<p>公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ グループウェアにタスク期限管理機能を導入し、業務や期限の見える化を図ったことにより業務の効率化につなげた。 ▶ ワークライフバランスの充実等の観点からテレワークの導入に向け、平成 30 年 11 月から平成 31 年 1 月にかけて複数の役職員が在宅勤務トライアルを実施した。 ▶ メール送信時に、送信権限者への確認メールが自動送信される機能を導入し、セキュリティの強化と業務の効率化を実現した。 ▶ 効果を数値化したカイゼン件数が 1,606 件(対前年度同期比 474%)、他部署等と連携したカイゼンは 127 件(対前年度比 847%)と大幅に増加した。 	
--	--	---	--	---	--	--

<p>(4) 人件費管理の適正化</p> <p>専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他</p>	<p>4. 人件費管理の適正化</p> <p>① 専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家</p>	<p>リング結果等を踏まえ各改善方策を策定し、それぞれ妥当性について契約監視委員会で事後に点検する。</p> <p>④ 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>明性を確保した上で競争性を保つための改善方策を実施した。</p> <p>また、一者応札・応募案件に係る改善方策については、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。</p> <p>(参考) 平成30年度に点検を受けた一者応札・応募案件 件数：44件、金額：38.2億円</p> <p>○ 次のとおり適正かつ合理的な調達のための取組を行った。</p> <p>ア 予定価格が10万SDR以上の調達案件(新規の競争性のない随意契約については10万SDR未満の案件を含む。)は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施(24回、55件：平成29年度実績20回、41件)した。</p> <p>イ 市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定した。</p> <p>ウ 官公需法等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。</p> <p>エ 随意契約に関する内部統制の取組として、新規の競争性のない随意契約は、契約締結前に契約審査委員会の点検を受けた。(再掲)</p> <p>オ 不祥事発生の未然防止の取組として、契約担当部署があらかじめ全ての調達案件を点検するとともに、事務処理マニュアル、Q&Aを更新し調達担当部署の職員を対象とした研修等を実施した。</p> <p>○ 独立行政法人通則法及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の趣旨を踏まえ、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。</p> <p>また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。</p> <p>(5) 電子化の推進</p> <p>① 機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに機構内における適切な意思決定に関する効率化を可能とするべく、IT技術を活用して執務環境の整備を図ること。</p>	<p>公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。</p> <p>5. 電子化の推進</p> <p>① 社内LAN、グループウェア、基幹業務システム等を活用することにより、機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに適切な意思決定に関する効率化を可能とする。</p>	<p>公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。</p> <p>② 国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。</p> <p>5. 電子化の推進</p> <p>(1) 業務の電子化</p> <p>社内LAN、グループウェア、基幹業務システム等を活用することにより、機構内や関係機関等との迅速かつ効率的な情報共有及び意思疎通並びに適切な意思決定に関する効率化を可能とする取組を着実に実施する。</p>		<p>○ 平成29年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について、平成30年6月29日に機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 現状の課題を踏まえ、機構内の効率的な情報共有等に資する取組を次のとおり実施し、執務環境及び業務の改善、業務の効率化等に寄与した。</p> <p>ア インターネットに係る閲覧制限ポリシーについて、セキュリティを維持しつつ、見直しを行ったことで、地域連携の取組に係るインターネット上の情報収集等を迅速かつ効率的に行うことを可能とした。</p> <p>イ 機構内情報共有システム上のグループウェアにタスク期限管理機能を導入し、業務や期限の見える化を図ったことにより、業務の効率化につなげた。</p> <p>ウ メール送信時に、送信権限者への確認メー</p>		
---	---	---	--	--	--	--

	<p>② 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図るため、コストの抑制に努めながら、金融市場で業務を行う機関として必要なIT基盤の整備を計画的に行うこと。</p>	<p>② 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図るため、金融市場で業務を行う機関として必要なIT基盤の整備を計画的に行う。</p> <p>③ IT基盤の整備に当たっては、調達方法の改善等を図ることにより、投資コストの抑制に努める。</p> <p>6. カイゼン活動の実</p>	<p>(2) IT基盤の整備</p> <p>① 商品や制度の見直し・改善を柔軟に行い、IT技術の高度化にも対応しつつ、情報セキュリティ対策の強化等を図るため、平成29年度に策定した「情報体系整備計画」に基づき、金融市場で業務を行う機関として必要なIT基盤の整備を計画的に行う。</p> <p>② IT基盤の整備に当たっては、調達方法の改善等を図ることにより、投資コストの抑制に努める。</p> <p>6. カイゼン活動の実</p>		<p>ルが自動送信される機能を導入し、セキュリティの強化と業務の効率化を実現した。</p> <p>○ ワークライフバランスの充実、生産性の向上及びBCPの強化が見込まれるテレワークの導入に向けて、職員の自宅から機構内情報共有システム上のグループウェアにアクセスするためのシステム整備及び労務面・セキュリティ面等も踏まえた暫定ルールを策定し、平成30年11月から平成31年1月にかけて複数の役職員が在宅勤務トライアルを実施し、執務環境の整備を図った。</p> <p>○ 平成29年6月に策定した、IT整備及びITガバナンスに関する中長期的な情報戦略である情報体系整備計画に従い、予定どおり進捗している。また、同計画の施策の一つである機構内情報共有システムの更改については、インターネット環境と業務環境を分離する方式を決定した。</p> <p>○ IT化構想の登録を行った開発案件のうち、予定金額が10万SDR以上の全調達案件8件（機構内情報共有システム更改等）に対し、それぞれ2者以上の事業者に対し、システム更改等に関する情報提供を依頼し、適切な予定価格が設定できるように努めた。</p> <p>○ 機構の情報システムの構築等に当たって必要となる要件の定義を、全部署で過不足なく効率的に実施するため、調達時に必要となる要件等を整理の上、規定化した。</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

		<p>施 機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活動を奨励し、カイゼンを機構の文化・風土として定着させる。</p>	<p>施 ① 職員一人ひとりがカイゼン活動は自ら工夫し効率化することにより、付加価値の高い仕事につながるものであることを意識して行動し、全員参加で継続的に取り組むよう努める。</p> <p>② カイゼン活動を行う際には定量的な効果を把握するよう努めるとともに、取組テーマを定め、重点的に取り組む。</p> <p>③ 身近で小さなカイゼンを積み重ねるとともに、機構内で事例を共有し、カイゼン事例の横展開を図る。</p>		<p>○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務に係る不断の見直しを行うべく、職員のカイゼン活動を奨励し、次の取組を実施した。</p> <p>ア 一人1カイゼンを重点取組事項として掲げ、各部署に設置したカイゼン活動リーダーとともに活動の推進に取り組んだ。</p> <p>イ 平成30年11月にカイゼン発表全国大会を開催し、カイゼンに対する意識向上に努めた。</p> <p>○ カイゼン内容の深化に向け、もう一つの重点取組項目として、効果の高いカイゼン、部署間で連携したカイゼンの促進を掲げ、全社への周知、事例紹介や部署間調整を実施した。</p> <p>その結果、効果を数値化したカイゼン件数が1,606件（対前年度比474%）、部署間等で連携したカイゼンは127件（対前年度比847%）と大幅に増加した。</p> <p>○ 身近なカイゼン事例を含め、全てのカイゼン事例を、次の取組により全社的に横展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カイゼンデータベースの作成 ・カイゼン通信の発行 ・注目のカイゼン事例（マネをしてもらいたいカイゼン事例等）の紹介 		
--	--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	特になし	関連する政策評価・行政事業レビュー	特になし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
買取債権残高に対するリスク 管理債権の残高の比率	(計画値)	中期目標期間の最終年度末における買取 債権残高に対するリスク管理債権の残高 の比率を 1.3%以内	—	1.3%以内	1.3%以内			
	(実績値)	—	0.77%	0.75%	0.78%			
	(達成度)	—	—	—	—			
既往債権管理業務のリスク管 理債権の残高	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに平成 28 年 度比 30%以上削減	—	前年度末から 8.5%以上 削減	前年度末から 8.5%以上 削減			
	(実績値)	—	—	▲15.36%	▲14.98%			
	(達成度)	—	—	—	—			
借上宿舎を含む宿舎戸数	(計画値)	平成 28 年度末比 17%程度削減	—	—	—			
	(実績値)	—	—	▲2.6%	▲14.9%			
	(達成度)	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。 第二期中期目標期間中に全ての勘定で繰越欠損金の解消に至り財務内容の改善が図られたことも踏まえ、国庫納	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、他機関との役割分担等を踏まえ、業務の優先順位を明確にし	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、他機関との役割分担等を踏まえ、業務の優先順位を明確にし	<評価の視点> ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること及び財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業	<主要な業務実績> ○ 証券化支援事業等の普及に向けて組織一丸となって取り組むとともに、個々のお客さまの状況に応じた丁寧な返済相談対応等、債権管理業務を適切に行った結果、証券化支援勘定において 821 億円の当期総利益を計上するなど、全ての勘定において単年度黒字となった（法人全体では、2,044 億円の当期総利益を計上）。 ○ 大阪府北部地震への対応に関し、地方公共団体との連携強化及び被災者支援を機動的に対応	<評価と根拠> 評価：B 理由：次のとおり、健全な財務内容の維持に努めるとともに、必要な経営資源の機動的な投入及び政策実施機関として求められる業務への有効活用、安定的かつ効率的な資金調達、MBS等の発行方針や決算情報等の積極的公開、各種リスクの的確な管理及び保有資産等の見直しを実施して	<評価に至った理由> 年度計画等で定めた数値目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 (1) 買取債権残高に対するリスク管理債権の残高比率は0.78%となり、中期計画に掲げた目標値（1.3%以内）の達成に向け着実に進捗している。 (2) 既往債権管理業務において、リ	

<p>付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。</p> <p>(1) 安定的かつ効率的な資金調達 投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。</p>	<p>て、必要な経営資源を機動的に投入する。</p> <p>第二期中期目標期間中に全ての勘定で繰越欠損金の解消に至り財務内容の改善が図られたことも踏まえ、国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p> <p>1. 安定的かつ効率的な資金調達 MBSやSB（一般担保債券をいう。）の発行方針及び発行計画並びにMBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努</p>	<p>て、必要な経営資源を機動的に投入する。</p> <p>平成29年度決算において証券化支援勘定及び既往債権管理勘定に利益が生じる場合には、平成30年度に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。</p> <p>1. 安定的かつ効率的な資金調達 ① MBSやSB（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画並びにMBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報及びMBSの未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）を予定する回号をホームページ等</p>	<p>務への有効活用に努めているか。</p> <p>・MBSやSBの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定的かつ効率的な資金調達に努めているか。</p> <p>・機構の各種リスクを的確に管理するとともに、リスク管理債権の削減等に努めているか。</p> <p>・一定の事業等のみとまりごとに決算情報等を公表しているか。</p> <p>・保有資産の見直しや宿舍戸数の削減について適切に取り組んでいるか。</p> <p><主な定量的指標> ・買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率 ・既往債権管理業務のリスク管理債権の残高の削減率 ・借上宿舍を含む宿舍戸数の削減率</p>	<p>する観点から、近畿支店内に「災害融資受付センター」を開設し、相談・受付体制を整備した。（再掲）</p> <p>○平成29年度決算において、証券化支援勘定及び既往債権管理勘定について、将来のリスク等に備えるために必要な額を積み立てた。</p> <p>○フラット35リノベ及びフラット35地域活性化型（UIJターン、コンパクトシティ形成、空き家対策）の金利引下げについては、国費によらず、自助努力により対応した。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に掲げられている「若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化」を支援するため、「地方創生移住支援事業」による「移住支援金」を受給された移住者を対象として、フラット35地域活性化型に金利引下げを拡大した「地方移住支援」を追加することとした（金利引下げは自助努力による対応のう え令和元年10月から実施予定）。（再掲）</p> <p>○「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と連携して、住宅の防災・減災対策に取り組むため、フラット35地域活性化型に「防災対策」を追加することとした（金利引下げは自助努力による対応のう え令和元年10月から実施予定）。（再掲）</p> <p>（投資家への情報発信）</p> <p>○MBSやSBの発行方針及び発行計画について、IR活動及び投資家説明会等を活用し、丁寧な情報発信を行った。</p> <p>○MBSの担保となる住宅ローン債権に係る情報について、機構ホームページで適切に情報提供を行った。特に、平成30年度から新たに発行をしたT種MBSについては、市場関係者に対し、従来のMBSとの商品性の違いや裏付債権の住宅ローンの現況等、投資判断に必要な情報をタイムリーに提供した。</p> <p>○SBについては、投資家の予見性を高め投資</p>	<p>おり、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <p>・「買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」等3つの定量目標については、中期目標の達成に向けて着実に進捗している。</p> <p>・定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を上げている。</p> <p>・証券化支援勘定で821億円の当期総利益を計上するなど全ての勘定において、単年度黒字を達成（8年連続）</p> <p>・フラット35リノベ、フラット35地域活性化型（UIJターン、コンパクトシティ形成、空き家対策）の金利引下げは、国費によらず、自助努力により対応</p> <p>・政府方針に基づく地方創生等の推進に向け、地方公共団体と機構が連携して防災対策等の支援を自助努力により行うことを決定</p> <p>・MBSやSBの発行方針、発行計画について、IR活動や投資家向け説明会等を行い、丁寧に情報発信</p> <p>・平成30年度から新たに発行したT種MBSについて、投資家に対し従来のMBSとの商品性の違い等、投資判断に必要な情報をタイムリーに提供</p> <p>・クリーンアップコール予定回号等について、積極的にホームページで情報開示</p> <p>・MBSについては、月平均1,500億円程度の大規模発行が続く中、IRの取組等に</p>	<p>スク管理債権額は対前年度比で14.98%減少し、中期計画に掲げた目標値（30%以上削減）を基に定めた年度計画値（8.5%以上削減）を達成した。</p> <p>その他の実績についても自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当無し</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下の通り。</p> <p>・各セグメントで黒字を計上しており、財務面の改善が進み、評価できる。この順調な時期に、将来に向けた財務基盤の強化に努めてほしい。</p> <p>・リスク管理債権の残高比率は非常に低く、返済相談などの早期対応が成果をあげていることがうかがえる。</p> <p>・順調なリスク管理状況である。</p>
---	--	---	---	--	--	--

	<p>め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。</p>	<p>で積極的に開示する。併せて、投資家向け説明会を開催するなど、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努める。</p>	<p>② 安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めることによ</p>	<p>計画へ反映しやすくするため、翌四半期に予定しているS Bの発行月及び発行年限を事前に機構ホームページや情報ベンダーに公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度から発行を開始したグリーンボンドについては、機構ホームページに特設ページを新設して周知を図るとともに、広報活動や情報ベンダーを通じたリリース等、積極的に情報を発信した。 ○ MBSの未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）について、平成30年4月に機構初となる繰上償還をマーケットに影響を与えることなく着実に実施。平成30年10月及び平成31年4月に繰上償還を実施する回号については、事前に機構ホームページで予定回号等を公表するとともに、IR等においても積極的に情報発信を行った。 ○ 平成30年7月に投資家説明会を開催し、平成30年度における機構の取組及び平成29年度決算の概要等についての確に情報発信を行った。 <p>(安定的かつ効率的な資金調達)</p> <p><MBS></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日銀によるマイナス金利政策の継続に伴う低金利環境を背景に、フラット35の事業量は高水準で推移し、月平均1,500億円程度の大型発行が続く中、IRの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、年度累計で1兆8,089億円（対前年度比▲1,954億円）の発行を安定的に行った。（再掲） <p><SB></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、需要状況に応じた増額方式を採用するなど柔軟な起債運営を実施することにより、年度累計で5,600億円（対前年度比+550億円）の大規模発行を安定的に行った。（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存することなく安定的に資金を調達した。 	<p>より投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、年度累計で1兆8,089億円の発行を安定的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種リスクへのモニタリングを実施し、役員会等で共有するなどPDCA管理を的確に実施 	
--	--	---	-------------------------------------	--	--	--

<p>(2) リスク管理の徹底</p> <p>① 信用リスク、ALM リスク、流動性リスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図ること。</p> <p>特に、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来生じることが見込まれる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずること。</p> <p>② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底することとし、証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を</p>	<p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。</p> <p>また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p> <p>② 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、融資先におけるデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行う。</p>	<p>り、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。</p> <p>2. リスク管理の徹底</p> <p>① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リスクを的確に管理する。</p> <p>また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗い出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。</p> <p>② 信用リスクに適切に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、不適正申込みの未然防止を徹底するよう金融機関に対して適切な融資審査の実施について働きかけを行う。</p> <p>また、融資先のデフォルト率、住宅ロ</p>		<p>○ 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先信用リスク等を的確に管理するために、各リスクを担当する役員・部署を定めるとともに、機構内に設置した信用リスク管理委員会（計19回開催）及びALMリスク管理委員会（計12回開催）において各リスク管理のPDCAを実践した。</p> <p>○ 各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、役員会で決定したリスクの特定、モニタリング指標の設定及び管理態勢整備に係る年度方針に基づき、モニタリングを実施した。</p> <p>○ 信用リスク及び市場リスクの双方を考慮した「リスク横断的シミュレーション」では、市場環境等を踏まえ複数の将来シナリオを設定し、両リスクから発生すると見込まれる損失額が金利収益等で賄われているかどうかを統合的に把握することで、各勘定が有するリスクへの耐性を総合的に確認した。</p> <p>○ 四半期毎にモニタリングを行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会で共有した。モニタリング結果を踏まえ、必要に応じて審査基準を見直した。</p> <p>○ 金融機関への説明会を通じて、不適正申込みの未然防止を徹底するよう、適切な融資審査の実施を働きかけた。</p> <p>○ 平成30年度の債権属性、モニタリング結果等を踏まえ、買取型、保証型、住宅融資保険及び機構融資に係る平成31年度の信用コスト等を設定し、審査方針を決定した。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>1.3%以内に抑制するとともに、既往債権管理業務においては、平成 28 年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに 30%以上削減すること。</p>	<p>③ ALMリスク、流動性リスク等については、住宅ローン債権の証券化を進めること等により的確に管理する。</p> <p>特に、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来生じることが見込まれる資産と負債のギャップへの対応策の検討を進め、必要な措置を講ずる。</p> <p>④ 住宅ローン債権の回収業務を委託した</p>	<p>ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク計量化手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。</p> <p>③ ALMリスク、流動性リスク等については、証券化、多様な年限のSBの組み合わせによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。</p> <p>特に、既往債権管理勘定については、財政融資資金の償還を着実に行うため、将来において生じる資産と負債のギャップを解消するようSB等による資金の再調達を行う。</p> <p>④ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委</p>		<p>○ 証券化支援勘定及び住宅資金貸付等勘定において、ストックの資産及び負債から生ずるキャッシュフローの変動に伴い必要となる資金と新規の資金調達を一体的に管理することより、ストックベースで全体最適となるように年限ごとの資金調達を進めた。</p> <p>○ 足下の金利環境を踏まえて、将来キャッシュフローの計測に影響する金利モデルを見直した。</p> <p>○ 既往債権管理勘定については、将来において生じる資産と負債のギャップに対応するため、SB及びシンジケート・ローンにより資金を調達するとともに、平成 30 年度から新たにT種MBSを発行し、調達の多様化を図った。(再掲)</p> <p>○ T種MBSの発行にあたっては、IR活動の強化、証券会社や情報ベンダーを通じた情報提供等を早期に実施した結果、幅広い投資家層からの参加が得られ、3回の発行で計 2,000 億円の資金を調達した。(再掲)</p> <p>○ 資金調達の状況、ALMリスク、流動性リスクの状況等について、四半期毎等にモニタリングを行い、その結果をALMリスク管理委員会及び役員会で共有した。</p> <p>○ 住宅ローン債権の回収業務を委託することとなった 19 機関（他事業で契約を締結済の機関を</p>		
--	---	---	--	--	--	--

		<p>外部機関の破綻リスクに対応する。</p> <p>⑤ 的確な債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、中期目標期間の最終年度末における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、平成28年度末に比べ、リスク管理債権の残高を中期目標期間の最終年度までに30%以上削減する。</p> <p>⑥ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び</p>	<p>託する際には、財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。</p> <p>また、委託先の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万一委託先が破綻した場合には、当該委託先が行っていた業務の引受けが円滑に行われるよう、譲渡先の選定、移管等の対応を行う。</p> <p>⑤ 的確な債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を1.3%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、リスク管理債権の残高を平成29年度末から8.5%以上削減する。</p> <p>⑥ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び</p>		<p>含む)について、財務状況等について適切な審査を行い、金融機関適合基準等を満たすことを確認した上で業務委託契約等を締結した。</p> <p>○ 委託先金融機関について、破綻の兆候がないか等を確認するために経営状況等をモニタリングし、役員会で共有した。</p> <p>なお、委託先が破綻する事態は発生していない。</p> <p>○ 買取債権残高が増加する中、返済相談の実施等による延滞債権増の抑制に努めた結果、リスク管理債権の残高比率は0.78%となった。</p> <p>また、既往債権についても、返済相談の実施等により、新規の延滞発生を抑制しつつ、不良債権化した債権は、債権回収会社を活用し、全線請求債権の的確な措置及び任意売却等による回収を図った結果、リスク管理債権額は対前年度比で14.98%減少した。</p> <p>○ (独)福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から保証債務履行請求のあった債権について、その履行を適切に行った。</p> <p>また、履行後に取得した求償債権については、</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

<p>(3) 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。</p> <p>(4) 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。 なお、「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成28年度末に比べ、17%程度の削減を実現すること。</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p> <p>3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。</p> <p>4. 保有資産の見直し ① 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。</p> <p>② 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成28年度末に比べ、17%程度削減する。</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。</p> <p>3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表する。</p> <p>4. 保有資産の見直し ① 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。</p> <p>② 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)を勘案し、借上宿舎を含む宿舎戸数について、平成28年度末に比べ、17%程度の削減を実現するため、必要な取組を行</p>		<p>債権回収会社への業務委託等により回収を図った。</p> <p>○ 平成29年度決算情報について、勘定毎、一定の事業等のまとまり毎に機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 平成29年度の決算内容に関しては、ディスクロージャー誌において分かりやすく公表した。</p> <p>○ 平成30年2月に移転した旧四国支店については、平成30年11月に売却手続きが完了した。</p> <p>○ 勤務職員数の減少に伴う空きスペースの増加等が課題であった東海支店は、賃借ビルに移転することを決定した。平成31年2月に移転先賃借ビルの選定が完了し、現在移転に向けた準備を進めている。</p> <p>○ 次の7宿舎について、廃止・処分を行った。 ・麻生宿舎、真駒内宿舎(札幌市) ・扇町宿舎(名古屋市) ・額新第1宿舎A棟及びB棟(金沢市) ・長居宿舎(大阪市) ・西宮宿舎(西宮市)</p> <p>○ 令和元年度に廃止・処分予定の5宿舎について、退去の案内等廃止・処分に向けた準備を着実に進めた。</p>		
---	--	---	--	---	--	--

		<p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別表1のとおり (2) 収支計画 別表2のとおり (3) 資金計画 別表3のとおり</p> <p>IV 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 17,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金</p> <p>IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。</p>	<p>う。</p> <p>5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別表1のとおり (2) 収支計画 別表2のとおり (3) 資金計画 別表3のとおり</p> <p>IV 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 17,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金</p> <p>IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし。</p>		<p>—</p> <p>○ 平成30年度における外部からの短期借入金の実績はない。</p> <p>(該当なし)</p>		
--	--	---	---	--	---	--	--

	<p>V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 八千代宿舎（八千代市）及び小笹第1宿舎（福岡市）の処分を計画</p> <p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>	<p>V IV-2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。</p> <p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>		<p>(該当なし)</p> <p>(実績なし)</p>		
--	--	---	--	-----------------------------	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	特になし	関連する政策評価・行政事業レビュー	特になし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報	
	(計画値)	—	—	—	—	—			
	(実績値)	—	—	—	—	—			
	(達成度)	—	—	—	—	—			
	(達成度)	—	—	—	—	—			
	(計画値)	—	—	—	—	—			
	(実績値)	—	—	—	—	—			
	(達成度)	—	—	—	—	—			
	(達成度)	—	—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
	<p>1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>2. 人事に関する計画 住生活基本計画等に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。</p> <p>3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第 18</p>	<p>1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>2. 人事に関する計画 住生活基本計画等に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。</p> <p>3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第 18</p>	<p><評価の視点> その他業務運営に関する重要事項について、掲げられた目標達成に努めているか。</p>	<p><主要な業務実績> (該当なし)</p> <p>○ 住生活基本計画に基づく施策の実現への貢献及び第三期中期目標・中期計画及び年度計画の着実な達成を目指し、自然災害への迅速かつ柔軟な取組や、政策実施機能の最大化に向けた対応等の優先課題を中心に適正な人員の配置を行った。</p> <p>○ 平成 29 年 6 月 30 日付けで主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」について、</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 理由：次のとおり、中期目標上指示された事項について、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に関しては、外部有識者で構成された事業運営審議委員会を年 2 回開催し、機構の取組内容について報告を行った。 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項の審議等に係る役員会の運営、年度計画等の進捗状況の点検、ディス 	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>なお、発生した不適正な事案については下記(1)～(3)のとおり適切に対応しており、評価を下げるには至らないものと判断した。</p> <p>(1) 委託先金融機関で発生したフラット 35 に係る不適正な融資事案については、発生の未然防止のため、住宅ローン債権売買基本契約の見直しや原本確認態勢の強化を行った。</p>	

<p>条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p> <p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>第二期中期目標期間までに構築された内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。</p> <p>また、情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保するとともに、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。</p>	<p>条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p> <p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会を機構内部に設置し、事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、的確なリスク管理を行うとともに、監事機能の実効性の向上に努める。</p>	<p>条第1項に規定する積立金の使途</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第18条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第10号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。</p> <p>4. その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) 内部統制</p> <p>① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会を機構内部に設置し、事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、的確なリスク管理を行う。</p> <p>② 理事長は監事と定期的な意見交換を行い、内部監査担当部及び内部統</p>		<p>平成30年度は、団体信用生命保険等業務の運営や第二期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、同積立金を3,582百万円取り崩した。その結果、平成30年度末の同積立金は331,219百万円となった。</p> <p>○ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会（事業運営審議委員会）を平成30年度は2回開催し、事業運営の妥当性を審議するとともに、審議概要をホームページに公表した。第11回（平成31年2月7日開催）事業運営審議委員会では、平成31年度予算案等の概要や足許で発生した災害への取組等の機構業務について説明した。</p> <p>○ 年度を通じ、理事長自らの言葉で考えや思いを「理事長メッセージ」として発信した（8回実施）。</p> <p>○ 監事は毎週開催する役員会に参加する等、理事長をはじめとした役員と定期的に意見交換を実施している。</p> <p>○ 内部監査担当部署の監査部は、監査計画の策</p>	<p>クロージャー誌等による積極的な情報公開等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスプログラムに基づく職員のコンプライアンス意識向上に資する取組を継続的に実施するとともにPDCAサイクルに基づく管理を着実に実施するために、四半期毎に取組状況を点検するなど、適切なガバナンス体制を構築している。 ・ リスク管理に関しては、事務リスクRCSAの実施等による事務リスク削減に向けた取組を行った。 ・ 委託先金融機関等における不適正な融資の発生を防止するため、住宅ローン債権売買基本契約の改正や事務取扱を明確化したマニュアルの整備等を行った。また、フラット35の不正利用についても注意喚起や再発防止に向けた取組を実施している。さらに、職員の不適切な事務処理事案については、平成31年2月に開催した臨時経営幹部会議において再発防止策を検討の上、順次実施することとした。 ・ お客さまへの対応については、機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行うとともに、お客さまから寄せられた相談や苦情にも丁寧に対応し、制度・運用の改善に繋げている。 ・ 法人文書及び保有個人情報の開示請求に対し、適切に対応するとともに、個人情報及び特定個人情報の管理・徹底のため、e-ラーニングを活用した職員向けの研修等を実施し 	<p>(2) 機構内で発生した不適切な事務処理事案については、速やかに経営幹部会議にて再発防止策を検討し、事務フローの変更等の対応を行った。</p> <p>(3) フラット35の投資目的利用については、顧客への注意喚起、審査体制の強化及び居住実態調査を実施し、被害拡大防止に努めている。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当無し</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地域で大変丁寧な取組をしているが、職員への負荷も大きいと予想される。人員の機動的な配置により今後も対応してほしい。 ・ フラット35の委託先金融機関で発生した不適正案件などの不祥事に関して、事案の発生自体は残念なことであるが、その後の対応は適切に行われている。
---	--	---	--	--	---	--

		<p>② 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。</p> <p>③ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。</p> <p>④ ディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保するとともに、過去の不適正事案を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を徹底する。</p>	<p>制担当部は監事との連携を図る。</p> <p>③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。</p> <p>④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度内に2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。</p> <p>⑤ ディスクロージャー誌及びホームページの内容の充実を図ること等により情報公開を積極的に推進し、業務運営の透明性を確保する。</p> <p>⑥ コンプライアンスに係る取組については、理事長を</p>		<p>定等に向けた意見交換、監査結果の報告等により、監事との連携を図った。</p> <p>○ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、原則として毎週役員会を開催（平成30年度実施43回）した。役員会資料は、社内掲示板に掲載し、役職員での情報共有を行っている。</p> <p>○ 議事録について、役員会が開催された都度作成し、共有している。</p> <p>○ 年度計画等の確実な達成を図るため、四半期ごとに実施状況を点検し、点検結果を役員会に報告するなどPDCAサイクルに基づく管理を適切に実施した。また、事務費予算については、支出実行時における協議（調達必要性、実施内容及び数量等の精査）を徹底し、効率的に経費を執行した。</p> <p>○ ディスクロージャー誌及びホームページの内容を充実させるなど情報公開を積極的に行った。ディスクロージャー誌では、国の政策課題に対応した業務をトピックスに掲載するとともにホームページのカルーセルと連動させることで、機構の取組内容を視覚的にも分かりやすく伝えた。</p> <p>○ 職員のコンプライアンス意識のより一層の向上、定着等を図るためコンプライアンスプログラムを策定し着実に実施した。実施に当たって</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の専門性向上を図るため、外部機関への派遣や研修を実施した。また、女性活躍推進及び育児・介護との両立支援等に係る取組方針を定め、女性活躍及び働き方改革の推進に取り組んだ。 	
--	--	---	--	--	---	--	--

<p>(2) リスク管理 『『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について』(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。</p>	<p>(2) リスク管理 『『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について』(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p>	<p>委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取り組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。</p> <p>(2) リスク管理 ① 事務リスクRCSA(リスク・コントロール・セルフ・アセスメント)の実施、事務リスクに関する事象の管理等により、事務リスク削減等の適切な対応を行う。</p> <p>② 事務過誤、不正防止等の未然防止に資する事務手続体制の構築又は適切な事務の執行に努めるとともに、事務リスクが顕在</p>		<p>は、平成 30 年 5 月及び 11 月を「コンプライアンス月間」と位置付けて経営層による職員向けメッセージの発信、コンプライアンスミーティング(全職員が各部署の小グループの単位に分かれて行う双方向の議論)、テスト形式のコンプライアンスドリル、e-ラーニング等の取組を重点的に行う等、取組にメリハリを付けることにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。</p> <p>○ PDCAサイクルに基づく管理を着実に実施するために、四半期毎に取り組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告した。</p> <p>○ コンプライアンス・法務部による全部署への実地モニタリング、全職員を対象としたコンプライアンス意識調査、テスト形式のコンプライアンスドリル等の実施を通じて、コンプライアンス意識の定着状況やコンプライアンス上の課題を確認しつつ、平成 30 年度に発生した不適切な事務処理事案も踏まえて、必要な取組について、翌年度のコンプライアンスプログラムの策定に反映させた。</p> <p>○ 事務リスクRCSAの実施、事務ミス発生時の速やかな第一報の徹底や注意喚起及び発生防止策を全社展開するなど、事務リスク削減に向けて取り組んだ。</p> <p>○ 個人情報漏えい事案については、全職員を対象とした緊急ミーティングを 12 月から 1 月にかけて実施し、意識の向上を図った。</p> <p>(委託先金融機関等で発生したフラット 3 5 に係る不適正な融資事案への対応)</p> <p>○ 平成 29 年度以降、フラット 3 5 の取扱金融機関において発生した不適正な融資事案を踏まえ、不適正な融資の発生を未然防止するため、次の取組等を実施している。</p> <p>[主な取組]</p>		
---	---	--	--	--	--	--

			<p>化した場合は被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行う。</p>		<p>ア 住宅ローン債権売買基本契約等の見直しを実施し、次の点について明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取債権の再売買の対象 ・受付停止及び契約解除の措置 ・金融機関による事務委託先の適切な管理 <p>イ フラット35の業務プロセスを見直し、売買契約書等について、原本確認の記録方法・内容の詳細化や原本確認態勢の強化等を行った。</p> <p>(フラット35の不動産投資用物件取得のための不適正利用への対応)</p> <p>○ フラット35の不動産投資用物件取得のための不適正利用への対応については、次のとおりお客さまに注意喚起を促すとともに、審査の強化、居住実態調査を実施している。</p> <p>[主な取組]</p> <p>ア お客さまへの注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構ホームページ、パンフレット等に「フラット35は投資用物件の取得に利用できない」旨の注意喚起文を掲載（平成30年11月より順次実施） ・「フラット35は投資用物件の取得に利用できない」旨を金融機関から申込人に説明した上で、署名・押印した書面等を提出してもらうようルールを厳格化。借入申込時の顧客説明の徹底について金融機関に再周知（平成31年4月顧客説明分より実施） ・フラット35の不適正利用懸念事案に対する機構の対応状況について、機構ホームページに掲載（令和元年5月17日） ・新聞（全国紙）に「フラット35は投資用物件の取得に利用できない」旨の注意喚起広告を掲載（令和元年5月29日） <p>イ 買取審査の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害拡大の未然防止に向け、取扱金融機関に対して注意喚起文を通知 ・不適正利用事案に見られる特徴等に該当する申込事案に対し、慎重審査を実施 <p>ウ 融資実行後債権に対する調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正利用の疑いのある案件を対象に、お客さまの居住の事実関係、投資目的の有無、 		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつな</p>	<p>(3) お客さま保護 お客さまに対し機構の商品・制度に関する十分な説明を行うと</p>	<p>(3) お客さま保護 ① お客さまに対し機構の商品・制度に関する情報を提</p>		<p>住宅購入価格の水増しの有無等の調査を実施するとともに、全債権を対象に投資目的利用が疑われる融資事案を順次抽出して、居住実態調査等を実施（令和元年5月から実施）</p> <p>(機構内で発生した不適切な事務処理事案への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年1月に発覚した不適切な事務処理事案については、2月に臨時経営幹部会議を開催し、全役員、全所属長が出席の上、再発防止策を検討した。 ○ 再発防止策には、次の内容等を盛り込み、平成31年4月に開催した経営幹部会議に報告した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 融資額決定手続の関係書類受領後、当該案件に係る融資予約条件を速やかに確認するように事務フローに明記（平成31年4月から実施） イ 融資額決定手続の繁忙期と申込受理時期が極力重複しないように調整（平成31年度から実施） <p>(その他機構内での取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スルガ銀行不正事案の第三者委員会の委員を務めた弁護士を招き、スルガ銀行における不正事案をテーマに役員との意見交換を実施し、事案の振り返りや経営層として留意すべき点等を確認した。 ○ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェックにより、事務ミス未然防止に資する対応を行った。 ○ 事務リスクが顕在化した場合は、ワークフローシステム等による迅速な報告、事実関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ お客さまに対して機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ丁寧に説明した。 具体的には、フラット35子育て支援型・地域 		
---	--	---	--	---	--	--

<p>げるとともに、顧客への十分な説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。</p> <p>(4) 情報管理 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>もに、お客さまからの相談や苦情には丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止め、制度・運用の改善に活かす。</p> <p>(4) 情報管理 ① 「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、適切な対応を行う。</p> <p>② 個人情報の取扱いについては、役員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。</p>	<p>供し、適切かつ十分な説明を行う。</p> <p>② お客さまからの相談や苦情に丁寧に対応し、お客さまの要望・ニーズを受け止めることにより、制度・運用の改善につなげる。</p> <p>(4) 情報管理 ① 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき適正かつ円滑な情報公開を行う。</p> <p>② 役員に対する研修や点検を実施することにより、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のため</p>		<p>活性化型のページについて、視覚的なわかりやすさの観点から、日本地図から地域を選択し、該当する地域の情報を取得できるよう改善した。</p> <p>○ お客さまから寄せられる相談や苦情に丁寧に対応し、制度・運用の改善につなげた。 具体的には、災害復興住宅融資(賃貸住宅リフォーム)について、融資額が少額の場合に建物及び土地への抵当権設定を不要とする取扱いに改定した。</p> <p>○ 法人文書開示請求17件、保有個人情報開示請求7件を受理し、開示決定を行う等、適切に対応した。</p> <p>○ 個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、個人情報の取扱いに関する周知徹底を行った。 ・階層別研修(平成30年4月～10月の間に計7回周知) ・管理職向け研修 ・現場力向上ミーティング(全部署統一テーマ) ・パソコン起動時のコンプライアンスドリル ・e-ラーニングを活用した全職員向けの研修</p>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>(5) 情報セキュリティ 内閣官房情報セキュリティセンター(NISC) 策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。 また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p>	<p>(5) 情報セキュリティ ① 内閣官房情報セキュリティセンター(NISC) 策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p>	<p>の措置に関する指針」(平成16年総管情第85号総務省行政管理局長通知)等に基づいた情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。</p> <p>③ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)等に基づく安全管理措置を着実に実施する。</p> <p>(5) 情報セキュリティ ① 内閣官房情報セキュリティセンター(NISC) 策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、組織、取り扱う情報の特性等を踏まえた情報セキュリティポリシーの整備等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・</p>		<p>○ 特定個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、マイナンバーの取扱いに関する周知徹底を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修(平成30年9月～10月の間に計3回周知)。 ・現場力向上ミーティング(全部署統一テーマ) ・マイナンバーを取り扱う部署の担当者及び管理者向け研修 ・パソコン起動時のコンプライアンスドリル ・e-ラーニングを活用した職員向け研修 <p>○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」群が平成30年7月に改訂されたことを踏まえ、ギャップ分析を行い、機構の情報セキュリティポリシーの改正を行うとともに、外部からの不正アクセス対策として、不正通信に関するモニタリングを継続して行ったほか、共有ドライブ内の暗号化対策を強化した。</p> <p>○ NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)による監査(マネジメント監査及びペネトレーションテスト)を平成30年9月から受検し、指摘・推奨事項に関しては、速やかに対策を講じた。</p>		
---	--	---	--	---	--	--

	<p>(6) 業務実施体制の整備 機構が業務を委託している民間金融機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。</p>	<p>② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p> <p>(6) 業務実施体制の整備 ① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るため、民間金融機関ごとに融資条件を把握し、融資審査に関するモニタリング等を行う。</p>	<p>ハードウェア両面での対策を実施する。</p> <p>② 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>③ 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。</p> <p>(6) 業務実施体制の整備 ① 民間金融機関において、適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選別の防止を図るため、証券化支援業務への金融機関の参入に当たり、協定書を締結するとともに、金融機関ごとに融資条件</p>		<p>○ 平成30年度情報セキュリティ対策推進計画に従い、次のとおり技術的な対応及び管理的な対応を実施した。</p> <p><技術的対応> ○ 外部からの不正アクセス対策として、共有ドライブ内の暗号化対策の強化を行った。</p> <p><管理的対応> ○ 委託先での情報セキュリティ事故発生を想定した訓練を実施し、対応手順の実効性を確認した。</p> <p>○ 情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る観点から、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-ラーニングを活用した全職員向けの研修 ・ 統一テーマを設定したグループ毎の研修 ・ 情報セキュリティ責任者、情報システム管理者等に対する役割に応じた研修 ・ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェック ・ 全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練 <p>○ 平成30年度に証券化支援事業に新規参入した金融機関に対し、手続説明会の実施や協定締結等、適切な対応を実施した。</p> <p>○ 金融機関の融資審査に係る実地調査(41機関)を実施し、事務処理マニュアル等で規定した審査内容への対応が不十分と認められた14機関については書面による是正要請を行った。</p> <p>さらに、実地調査において対応が不十分と認められた内容については、平成31年2月に開催した金融機関説明会において説明し、金融機関に対し適切な融資審査の実施を要請した。</p>		
--	---	--	--	--	--	--	--

		<p>② 委託機関において、関連法令が遵守され、お客さまへの対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。</p> <p>③ 委託業務に関して、お客さま保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。</p>	<p>の把握や融資審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>② 委託業務に関して、関連法令が遵守され、お客さまへの対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>③ 委託業務に関して、お客さま保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。</p>		<p>○ 委託業務において、関連法令の遵守やお客さまへの対応等が適切に行われているかについて本支店がモニタリングを実施し、その中で把握した懸念情報等を含めて内部委員会で審議した。</p> <p>(金融機関に対する取組)</p> <p>○ 全金融機関に対して書面モニタリングを実施した。また、一部金融機関に対しては、内部統制機能向上を目的として、情報セキュリティ対策等に関する書面モニタリングを実施した。書面モニタリングの実施結果及び措置内容を内部委員会で審議した。</p> <p>○ 62 機関に対し実地モニタリングを実施した。実地モニタリングの実施結果及び措置内容を内部委員会で審議した。</p> <p>(その他委託先に対する取組)</p> <p>○ 平成 30 年 4 月に外部委託計画書を改正し、個</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--

	<p>(7) 人事管理 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、人材の育成に努めること。 併せて、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行うこと。</p>	<p>(7) 人事管理 ① 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。</p>	<p>その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定に違反する場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。</p> <p>(7) 人事管理 ① 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保する。 ② 金融、建築、IT等、機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野について、OJTによるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。 ③ 階層別研修等を計画的に実施し、</p>		<p>個人情報の取扱方法を委託開始前に把握できる仕組を構築した。</p> <p>○ 日本年金機構において業務委託契約に反して再委託を行った事案の発覚に端を発した、総務省からの調査要請を通じて、79 契約先に対して、書面や立入調査により契約に即した安全管理措置の管理体制が適切にとられていることを確認した。</p> <p>○ 重要な個人情報を取扱う委託先（9月：5社、2月：1社）に対して、最高情報セキュリティアドバイザー同行のもと、個人情報の安全管理措置状況のモニタリングを実施し、問題ないことを確認した。</p> <p>○ 円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人事交流等を継続した。</p> <p>○ 金融、建築、IT等、高度な専門性が求められる分野については、人事配置やローテーションに配慮しつつ、OJT等を通じた育成を実施した。また、職員の専門性の向上を図るため、外部の金融・証券関連専門講座や国土交通大学校等に職員を派遣した。</p> <p>○ 人材育成実施計画に基づき、昇格の時機を捉えた昇格者研修を実施し、職員の能力・資質の</p>		
--	--	---	--	--	---	--	--

		<p>② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護との両立のための支援等を行う。</p>	<p>職員の能力・資質の向上を図る。</p> <p>④ 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び役職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、勤務環境の整備、育児・介護との両立のための支援等を行う。</p>		<p>向上を図った。また、中堅職員のマネジメント能力の養成や管理職職員のリーダーシップ及びマネジメント能力の向上に向けて、多面評価サーベイ等を実施した。</p> <p>(女性活躍推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「女性活躍推進及び育児・介護等との両立支援等に係る取組方針」を定め、方針に基づき、両立支援のための新任管理職に対する啓発や休暇制度の拡充、育児休業者の円滑な職場復帰を実現するための復帰前説明会の実施等を行った。 ○ 女性活躍推進法に基づく行動計画において定めた、「採用者に占める女性の割合を4割以上」とする目標については、行動計画期間（平成28年4月～平成31年3月）において45.1%となり、目標を達成した。 <p>(働き方改革の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の多様化、限られた人員の中で、豊富な経験を有する再雇用職員が仕事と私生活を両立しながら活躍できるよう、複数の勤務体制から選択できるよう制度を見直した。 ○ 育児・介護等の事情を抱える職員が仕事と私生活を両立しながら活躍できるよう、介護短時間勤務制度の創設や休暇制度を見直した。 		
--	--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

【別表 1 ~ 3】

中期計画の予算等（平成 29 年度～令和 2 年度）【法人単位】

別表 1 予算

（単位：百万円）

区 分	法人単位	証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	調整			調整
					財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	
収 入								
国庫補助金	98,379	98,379	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	402,589	-	-	402,589	-	402,589	-	-
民間借入金	475,600	70,000	-	405,600	155,600	-	250,000	-
住宅金融支援機構債券	9,357,298	7,907,372	-	1,449,926	-	419,926	1,030,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	112,964	-	-	112,964	112,964	-	-	-
買取債権回収金	4,934,032	4,934,032	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	4,742,310	-	-	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-
業務収入	2,194,442	925,471	11,055	1,377,853	9,515	576,321	908,068	116,051
その他収入	821,427	391,225	65,861	950,762	4,005	555,935	391,262	440
計	23,139,041	14,326,479	76,916	9,442,006	444,629	2,594,218	6,519,650	116,491
支 出								
業務経費	479,218	124,474	16,922	456,123	1,889	521,567	48,718	116,051
証券化支援業務関係経費	123,216	124,474	-	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	16,922	-	16,922	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,889	-	-	1,889	1,889	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	288,474	-	-	405,516	-	521,567	-	116,051
既往債権管理業務関係経費	48,718	-	-	48,718	-	-	48,718	-
買取債権	8,144,100	8,144,100	-	-	-	-	-	-
貸付金	1,050,941	-	-	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-
借入金等償還	11,608,251	4,521,611	-	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-
支払利息	1,271,587	715,341	-	572,509	5,804	70,286	496,859	440
一般管理費	12,829	6,963	683	6,820	491	3,289	3,041	-
人件費	42,304	23,100	1,319	17,885	1,305	8,756	7,824	-
その他支出	634,861	866,863	58,011	280,147	279	242,832	37,036	-
計	23,244,092	14,402,452	76,935	9,471,064	444,067	2,631,372	6,512,116	116,491

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位	調整			調整		
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	32,779	17,901	1,022	13,856	1,011	6,784	6,061

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	法人単位	業 務 種 別							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収益の部	2,497,728	1,194,576	33,736	1,421,707	9,486	627,074	901,326	116,178	152,291
経常収益	2,497,728	1,194,576	33,736	1,421,707	9,486	627,074	901,326	116,178	152,291
資金運用収益	1,943,790	945,119	9,246	1,006,800	9,383	105,512	893,430	1,524	17,375
保険引受収益	252,020	1,891	24,462	355,636	-	469,224	-	113,588	129,969
役務取引等収益	2,104	225	-	1,879	-	1,879	-	-	-
補助金等収益	284,303	245,400	-	38,903	0	38,558	345	-	-
その他業務収益	198	198	-	-	-	-	-	-	-
その他経常収益	15,313	1,744	28	18,488	102	11,900	7,551	1,065	4,947
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
費用の部	1,944,849	1,012,154	20,449	1,064,536	9,888	610,998	559,828	116,178	152,291
経常費用	1,944,791	1,012,096	20,449	1,064,536	9,888	610,998	559,828	116,178	152,291
資金調達費用	1,212,016	670,364	-	557,914	6,005	67,402	484,948	440	16,262
保険引受費用	309,384	46,326	15,770	378,371	-	493,043	-	114,673	131,082
役務取引等費用	101,985	68,009	17	33,959	705	7,864	25,389	-	-
その他業務費用	46,226	42,753	-	4,564	77	1,968	2,543	25	1,092
営業経費	135,508	60,962	4,661	71,315	2,975	32,614	35,726	-	1,430
その他経常費用	139,672	123,682	1	18,414	126	8,106	11,222	1,040	2,425
特別損失	58	58	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	58	58	-	-	-	-	-	-	-
純利益又は純損失()	552,879	182,422	13,286	357,171	403	16,076	341,498	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	35,907	9,154	1,490	25,263	430	24,833	-	-	-
総利益	588,787	191,576	14,776	382,434	27	40,910	341,498	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業						調整		調整
		住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務				
資金支出										
業務活動による支出	11,013,692	9,026,067	18,924	2,104,899	17,411	1,649,913	554,066	116,491	136,199	
買取債権の取得による支出	8,144,100	8,144,100	-	-	-	-	-	-	-	
貸付けによる支出	1,050,941	-	-	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-	-	
人件費支出	42,304	23,100	1,319	17,885	1,305	8,756	7,824	-	-	
その他業務支出	493,103	131,870	17,605	463,565	2,302	527,930	49,384	116,051	119,937	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他支出	1,283,243	726,997	-	572,509	5,804	70,286	496,859	440	16,262	
投資活動による支出	588,983	612,711	58,011	274,961	279	237,815	36,868	-	356,700	
財務活動による支出	11,609,145	4,735,965	-	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-	213,459	
民間長期借入金の返済による支出	201,300	16,800	-	184,500	184,500	-	-	-	-	
債券の償還による支出	5,963,971	4,504,811	-	1,459,160	241,800	603,340	614,020	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	5,442,979	-	-	5,442,979	-	138,361	5,304,618	-	-	
リース債務の支払いによる支出	895	895	-	-	-	-	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	213,459	-	-	-	-	-	-	213,459	
次年度への繰越金	591,627	327,637	5,921	258,069	7,676	26,843	223,550	-	-	
資金収入										
業務活動による収入	12,077,156	6,022,344	20,316	6,170,695	172,064	1,265,276	4,849,846	116,491	136,199	
買取債権の回収による収入	4,934,032	4,934,032	-	-	-	-	-	-	-	
貸付金の回収による収入	4,742,310	-	-	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-	-	
買取債権利息収入	920,090	921,253	-	-	-	-	-	-	1,163	
貸付金利息収入	996,509	-	-	996,509	9,497	81,475	906,675	1,138	-	
その他業務収入	309,973	4,218	11,055	413,475	18	525,730	2,640	114,913	118,775	
国庫補助金収入	98,379	98,379	-	-	-	-	-	-	-	
その他収入	75,862	64,462	9,261	18,401	5	18,625	210	440	16,262	
投資活動による収入	713,434	306,763	56,600	900,231	4,000	506,427	389,804	-	550,159	
財務活動による収入	10,316,179	7,969,664	-	2,366,515	268,487	820,571	1,277,457	-	20,000	
民間長期借入金の借入れによる収入	475,600	70,000	-	405,600	155,600	-	250,000	-	-	
債券の発行による収入	9,437,990	7,879,664	-	1,558,326	112,887	417,982	1,027,457	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	402,589	-	-	402,589	-	402,589	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	20,000	-	-	-	-	-	-	20,000	
前年度よりの繰越金	696,678	403,610	5,940	287,127	7,114	63,998	216,016	-	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成 29 年度～令和 2 年度）【証券化支援事業】

別表 1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	98,379
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	70,000
住宅金融支援機構債券	7,907,372
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	4,934,032
貸付回収金	-
業務収入	925,471
その他収入	391,225
計	14,326,479
支 出	
業務経費	124,474
証券化支援業務関係経費	124,474
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	8,144,100
貸付金	-
借入金等償還	4,521,611
支払利息	715,341
一般管理費	6,963
人件費	23,100
その他支出	866,863
計	14,402,452

【人件費の見積り】

期間中総額17,901百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
収益の部	1,194,576
経常収益	1,194,576
資金運用収益	945,119
保険引受収益	1,891
役務取引等収益	225
補助金等収益	245,400
その他業務収益	198
その他経常収益	1,744
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	1,012,154
経常費用	1,012,096
資金調達費用	670,364
保険引受費用	46,326
役務取引等費用	68,009
その他業務費用	42,753
営業経費	60,962
その他経常費用	123,682
特別損失	58
有形固定資産処分損	58
純利益	182,422
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9,154
総利益	191,576

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	9,026,067
買取債権の取得による支出	8,144,100
貸付けによる支出	-
人件費支出	23,100
その他業務支出	131,870
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	726,997
投資活動による支出	612,711
財務活動による支出	4,735,965
民間長期借入金の返済による支出	16,800
債券の償還による支出	4,504,811
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	895
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	213,459
次年度への繰越金	327,637
資金収入	
業務活動による収入	6,022,344
買取債権の回収による収入	4,934,032
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	921,253
貸付金利息収入	-
その他業務収入	4,218
国庫補助金収入	98,379
その他収入	64,462
投資活動による収入	306,763
財務活動による収入	7,969,664
民間長期借入金の借入れによる収入	70,000
債券の発行による収入	7,879,664
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	20,000
前年度よりの繰越金	403,610

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～令和2年度）【住宅融資保険等事業】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	11,055
その他収入	65,861
計	76,916
支 出	
業務経費	16,922
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	16,922
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	683
人件費	1,319
その他支出	58,011
計	76,935

【人件費の見積り】

期間中総額1,022百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	33,736
経常収益	33,736
資金運用収益	9,246
保険引受収益	24,462
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	28
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	20,449
経常費用	20,449
資金調達費用	-
保険引受費用	15,770
役務取引等費用	17
その他業務費用	-
営業経費	4,661
その他経常費用	1
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純利益	13,286
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,490
総利益	14,776

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	18,924
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	1,319
その他業務支出	17,605
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	-
投資活動による支出	58,011
財務活動による支出	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	5,921
資金収入	
業務活動による収入	20,316
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	11,055
国庫補助金収入	-
その他収入	9,261
投資活動による収入	56,600
財務活動による収入	-
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	5,940

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～令和2年度）【住宅金融通等事業】

別表1 予算

（単位：百万円）

区 分	住宅金融通等事業				
	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収 入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	402,589	-	402,589	-	-
民間借入金	405,600	155,600	-	250,000	-
住宅金融支援機構債券	1,449,926	-	419,926	1,030,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	112,964	112,964	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-
業務収入	1,377,853	9,515	576,321	908,068	116,051
その他収入	950,762	4,005	555,935	391,262	440
計	9,442,006	444,629	2,594,218	6,519,650	116,491
支 出					
業務経費	456,123	1,889	521,567	48,718	116,051
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,889	1,889	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	405,516	-	521,567	-	116,051
既往債権管理業務関係経費	48,718	-	-	48,718	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-
借入金等償還	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-
支払利息	572,509	5,804	70,286	496,859	440
一般管理費	6,820	491	3,289	3,041	-
人件費	17,885	1,305	8,756	7,824	-
その他支出	280,147	279	242,832	37,036	-
計	9,471,064	444,067	2,631,372	6,512,116	116,491

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅金融通等事業			
	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	
	13,856	1,011	6,784	6,061

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収益の部	1,421,707	9,486	627,074	901,326	116,178
経常収益	1,421,707	9,486	627,074	901,326	116,178
資金運用収益	1,006,800	9,383	105,512	893,430	1,524
保険引受収益	355,636	-	469,224	-	113,588
役務取引等収益	1,879	-	1,879	-	-
補助金等収益	38,903	0	38,558	345	-
その他業務収益	-	-	-	-	-
その他経常収益	18,488	102	11,900	7,551	1,065
特別利益	-	-	-	-	-
有形固定資産処分益	-	-	-	-	-
その他特別利益	-	-	-	-	-
費用の部	1,064,536	9,888	610,998	559,828	116,178
経常費用	1,064,536	9,888	610,998	559,828	116,178
資金調達費用	557,914	6,005	67,402	484,948	440
保険引受費用	378,371	-	493,043	-	114,673
役務取引等費用	33,959	705	7,864	25,389	-
その他業務費用	4,564	77	1,968	2,543	25
営業経費	71,315	2,975	32,614	35,726	-
その他経常費用	18,414	126	8,106	11,222	1,040
特別損失	-	-	-	-	-
有形固定資産処分損	-	-	-	-	-
純利益又は純損失()	357,171	403	16,076	341,498	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	25,263	430	24,833	-	-
総利益	382,434	27	40,910	341,498	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業				
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
資金支出					
業務活動による支出	2,104,899	17,411	1,649,913	554,066	116,491
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	1,050,941	8,000	1,042,941	-	-
人件費支出	17,885	1,305	8,756	7,824	-
その他業務支出	463,565	2,302	527,930	49,384	116,051
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	-	-
その他支出	572,509	5,804	70,286	496,859	440
投資活動による支出	274,961	279	237,815	36,868	-
財務活動による支出	7,086,639	426,300	741,701	5,918,638	-
民間長期借入金の返済による支出	184,500	184,500	-	-	-
債券の償還による支出	1,459,160	241,800	603,340	614,020	-
財政融資資金借入金の返済による支出	5,442,979	-	138,361	5,304,618	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	258,069	7,676	26,843	223,550	-
資金収入					
業務活動による収入	6,170,695	172,064	1,265,276	4,849,846	116,491
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	4,742,310	162,544	639,446	3,940,320	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	996,509	9,497	81,475	906,675	1,138
その他業務収入	413,475	18	525,730	2,640	114,913
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	18,401	5	18,625	210	440
投資活動による収入	900,231	4,000	506,427	389,804	-
財務活動による収入	2,366,515	268,487	820,571	1,277,457	-
民間長期借入金の借入れによる収入	405,600	155,600	-	250,000	-
債券の発行による収入	1,558,326	112,887	417,982	1,027,457	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	402,589	-	402,589	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	287,127	7,114	63,998	216,016	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成 29 年度～令和 2 年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表 1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	155,600
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	112,964
買取債権回収金	-
貸付回収金	162,544
業務収入	9,515
その他収入	4,005
計	444,629
支 出	
業務経費	1,889
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,889
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	8,000
借入金等償還	426,300
支払利息	5,804
一般管理費	491
人件費	1,305
その他支出	279
計	444,067

【人件費の見積り】

期間中総額1,011百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	9,486
経常収益	9,486
資金運用収益	9,383
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	0
その他業務収益	-
その他経常収益	102
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	9,888
経常費用	9,888
資金調達費用	6,005
保険引受費用	-
役務取引等費用	705
その他業務費用	77
営業経費	2,975
その他経常費用	126
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純損失	403
前中期目標期間繰越積立金取崩額	430
総利益	27

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	17,411
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	8,000
人件費支出	1,305
その他業務支出	2,302
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	5,804
投資活動による支出	279
財務活動による支出	426,300
民間長期借入金の返済による支出	184,500
債券の償還による支出	241,800
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	7,676
資金収入	
業務活動による収入	172,064
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	162,544
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	9,497
その他業務収入	18
国庫補助金収入	-
その他収入	5
投資活動による収入	4,000
財務活動による収入	268,487
民間長期借入金の借入れによる収入	155,600
債券の発行による収入	112,887
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	7,114

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～令和2年度）【住宅資金貸付等業務】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	402,589
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	419,926
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	639,446
業務収入	576,321
その他収入	555,935
計	2,594,218
支 出	
業務経費	521,567
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	521,567
既往債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	1,042,941
借入金等償還	741,701
支払利息	70,286
一般管理費	3,289
人件費	8,756
その他支出	242,832
計	2,631,372

【人件費の見積り】

期間中総額6,784百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	627,074
経常収益	627,074
資金運用収益	105,512
保険引受収益	469,224
役務取引等収益	1,879
補助金等収益	38,558
その他業務収益	-
その他経常収益	11,900
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	610,998
経常費用	610,998
資金調達費用	67,402
保険引受費用	493,043
役務取引等費用	7,864
その他業務費用	1,968
営業経費	32,614
その他経常費用	8,106
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純利益	16,076
前中期目標期間繰越積立金取崩額	24,833
総利益	40,910

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	1,649,913
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	1,042,941
人件費支出	8,756
その他業務支出	527,930
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	70,286
投資活動による支出	237,815
財務活動による支出	741,701
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	603,340
財政融資資金借入金の返済による支出	138,361
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	26,843
資金収入	
業務活動による収入	1,265,276
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	639,446
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	81,475
その他業務収入	525,730
国庫補助金収入	-
その他収入	18,625
投資活動による収入	506,427
財務活動による収入	820,571
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	417,982
財政融資資金借入金の借入れによる収入	402,589
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	63,998

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（平成29年度～令和2年度）【既往債権管理業務】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	250,000
住宅金融支援機構債券	1,030,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	3,940,320
業務収入	908,068
その他収入	391,262
計	6,519,650
支 出	
業務経費	48,718
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	48,718
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	5,918,638
支払利息	496,859
一般管理費	3,041
人件費	7,824
その他支出	37,036
計	6,512,116

【人件費の見積り】

期間中総額6,061百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	901,326
経常収益	901,326
資金運用収益	893,430
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	345
その他業務収益	-
その他経常収益	7,551
特別利益	-
有形固定資産処分益	-
その他特別利益	-
費用の部	559,828
経常費用	559,828
資金調達費用	484,948
保険引受費用	-
役務取引等費用	25,389
その他業務費用	2,543
営業経費	35,726
その他経常費用	11,222
特別損失	-
有形固定資産処分損	-
純利益	341,498
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	341,498

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	554,066
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	7,824
その他業務支出	49,384
国庫補助金の精算による返還金の支出	-
その他支出	496,859
投資活動による支出	36,868
財務活動による支出	5,918,638
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	614,020
財政融資資金借入金の返済による支出	5,304,618
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
次年度への繰越金	223,550
資金収入	
業務活動による収入	4,849,846
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	3,940,320
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	906,675
その他業務収入	2,640
国庫補助金収入	-
その他収入	210
投資活動による収入	389,804
財務活動による収入	1,277,457
民間長期借入金の借入れによる収入	250,000
債券の発行による収入	1,027,457
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
前年度よりの繰越金	216,016

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 1 平成30年度予算

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	25,132	25,132	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	68,100	36,100	32,000	
民間借入金	147,800	123,600	24,200	
住宅金融支援機構債券	2,848,965	2,689,959	159,006	
住宅金融支援機構財形住宅債券	55,300	24,400	30,900	
買取債権回収金	1,218,146	1,158,337	59,809	
貸付回収金	1,132,720	1,154,377	21,657	
業務収入	553,304	537,742	15,562	
その他収入	143,861	183,010	39,150	
計	6,193,326	5,932,657	260,670	
支 出				
業務経費	123,466	126,378	2,911	
証券化支援業務関係経費	31,249	27,022	4,226	
住宅融資保険等業務関係経費	4,321	1,585	2,735	
財形住宅資金貸付業務関係経費	560	419	141	
住宅資金貸付等業務関係経費	72,015	84,187	12,173	
既往債権管理業務関係経費	15,322	13,163	2,159	
買取債権	2,481,495	2,288,813	192,682	
貸付金	238,668	231,259	7,409	
借入金等償還	3,002,923	2,918,292	84,630	
支払利息	325,575	297,572	28,004	
一般管理費	3,009	2,540	469	
人件費	10,763	10,635	128	
その他支出	106,871	93,673	13,198	
計	6,292,771	5,969,161	323,610	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 1 平成30年度予算

【証券化支援事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	25,132	25,132	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	2,135,665	2,104,959	30,706	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	1,218,146	1,158,337	59,809	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	219,178	192,956	26,222	
その他収入	125,429	138,732	13,303	
計	3,723,549	3,620,115	103,433	
支 出				
業務経費	31,583	27,346	4,237	
証券化支援業務関係経費	31,583	27,346	4,237	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	2,481,495	2,288,813	192,682	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,062,004	1,004,067	57,937	
支払利息	172,990	151,455	21,535	
一般管理費	1,598	1,361	237	
人件費	5,736	5,653	82	
その他支出	69,553	158,419	88,865	
計	3,824,959	3,637,113	187,846	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

債券発行額の減
 買取債権回収金収入の減
 買取債権利息の減等
 有価証券(債券)の償還による収入の増等
 役務費用の減等
 買取債権の取得の減
 債券の償還の減
 債券利息の減等
 管理諸費の減等
 人件費支出の減
 他勘定短期借入金の返済による支出の増等

別表 1 平成30年度予算

【住宅融資保険等事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	1,688	1,688	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	3,396	5,257	1,861	
その他収入	8,079	9,071	991	
計	13,163	16,015	2,852	
支 出				
業務経費	4,321	1,585	2,735	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	4,321	1,585	2,735	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	-	-	
一般管理費	163	130	33	
人件費	422	419	3	
その他支出	3,473	1,030	2,443	
計	8,378	3,165	5,213	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- 保険料収入の増等
- 有価証券(債券)の償還による収入の増等
- 保険金支出の減等
- 管理諸費の減等
- 有価証券(債券)の取得による支出の減等

別表 1 平成30年度予算

【住宅資金融通等事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	68,100	36,100	32,000	
民間借入金	147,800	123,600	24,200	
住宅金融支援機構債券	713,300	585,000	128,300	
住宅金融支援機構財形住宅債券	55,300	24,400	30,900	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	1,132,720	1,154,377	21,657	
業務収入	363,092	356,736	6,356	
その他収入	114,622	169,185	54,563	
計	2,594,934	2,449,398	145,536	
支 出				
業務経費	114,293	110,286	4,007	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	560	419	141	
住宅資金貸付等業務関係経費	98,411	96,704	1,707	
既往債権管理業務関係経費	15,322	13,163	2,159	
買取債権	-	-	-	
貸付金	238,668	231,259	7,409	
借入金等償還	1,940,919	1,914,226	26,693	
支払利息	156,856	149,931	6,925	
一般管理費	1,591	1,468	123	
人件費	4,605	4,562	43	
その他支出	140,822	70,023	70,799	
計	2,597,753	2,481,755	115,999	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

借入金の減
借入金の減
債券発行額の減
債券発行額の減
貸付回収金収入の増
団信保険金収入の減等
有価証券(譲渡性預金)の償還による収入の増等
団信弁済金支出の減等
貸付金の減
債券の償還の減等
債券利息の減等
管理諸費の減等
人件費支出の減
有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の減等

別表 1 平成30年度予算

【財形住宅資金貸付業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	47,800	41,100	6,700	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	55,300	24,400	30,900	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	42,700	37,613	5,086	
業務収入	2,382	2,253	129	
その他収入	28	5	23	
計	148,210	105,371	42,839	
支 出				
業務経費	560	419	141	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	560	419	141	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	2,000	222	1,778	
借入金等償還	101,700	102,200	500	
支払利息	1,544	906	638	
一般管理費	109	103	7	
人件費	317	317	0	
その他支出	36,134	34	36,100	
計	142,366	104,202	38,164	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

借入金の減
 債券発行額の減
 貸付回収金収入の減
 貸付金利息の減等
 利息及び配当金収入の減等
 システム運用委託費の減等
 貸付金の減
 借入金の償還の増
 借入金利息の減等
 有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の減等

別表 1 平成30年度予算

【住宅資金貸付等業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	7,912	7,912	-	
財政融資資金借入金	68,100	36,100	32,000	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	128,300	140,000	11,700	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	142,921	92,623	50,298	
業務収入	141,960	140,798	1,162	
その他収入	113,209	133,887	20,678	
計	602,401	551,320	51,082	
支 出				
業務経費	129,286	137,495	8,209	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	129,286	137,495	8,209	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	236,668	231,037	5,631	
借入金等償還	216,656	208,152	8,504	
支払利息	15,521	13,830	1,691	
一般管理費	758	705	52	
人件費	2,236	2,226	10	
その他支出	99,849	67,497	32,352	
計	700,973	660,942	40,031	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

借入金の減
債券発行額の増
貸付回収金収入の減
団信保険金収入の減等
有価証券(譲渡性預金)の償還による収入の増等
団信保険料支出の増等
貸付金の減
借入金の償還の減等
借入金利息の減等
管理諸費の減等
有価証券(債券)の取得による支出の減等

別表 1 平成30年度予算

【既往債権管理業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	100,000	82,500	17,500	
住宅金融支援機構債券	585,000	445,000	140,000	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	947,100	1,024,141	77,041	
業務収入	249,625	254,475	4,850	
その他収入	1,385	50,306	48,921	
計	1,883,110	1,856,421	26,688	
支 出				
業務経費	15,322	13,163	2,159	
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	15,322	13,163	2,159	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,622,563	1,603,874	18,689	
支払利息	139,790	135,204	4,586	
一般管理費	723	660	64	
人件費	2,052	2,019	33	
その他支出	12,750	25,405	12,655	
計	1,793,201	1,780,324	12,877	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

借入金の減
 債券発行額の減
 貸付回収金収入の増
 貸付金利息の増等
 他勘定短期貸付金の回収による収入の増等
 システム運用委託費の減等
 債券の償還の減
 債券利息の減等
 管理諸費の減等
 人件費支出の減
 有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の増等

別表2 平成30年度収支計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	630,899	627,518	3,381	
經常収益	630,899	627,351	3,548	
資金運用収益	495,688	467,713	27,975	
保険引受収益	56,897	81,972	25,075	
役務取引等収益	597	496	101	
補助金等収益	74,370	70,630	3,741	
その他業務収益	42	40	2	
その他經常収益	3,306	6,501	3,195	
特別利益	-	168	168	
費用の部	489,735	426,737	62,998	
經常費用	489,735	425,797	63,939	
資金調達費用	311,555	278,001	33,554	
保険引受費用	68,950	80,057	11,107	
役務取引等費用	26,410	24,274	2,136	
その他業務費用	13,204	10,421	2,783	
営業経費	35,839	27,164	8,675	
その他經常費用	33,777	5,879	27,898	
特別損失	-	941	941	
純利益（又は純損失）	141,164	200,781	59,617	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9,544	3,582	5,962	
総利益（又は総損失）	150,708	204,363	53,655	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表2 平成30年度収支計画

【証券化支援事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	293,647	266,218	27,428	
經常収益	293,647	266,051	27,596	
資金運用収益	224,985	196,979	28,005	
保険引受収益	48	2,931	2,883	
役務取引等収益	52	35	17	
補助金等収益	68,144	65,530	2,614	
その他業務収益	42	40	2	
その他經常収益	376	536	159	
特別利益	-	168	168	
費用の部	232,993	185,512	47,481	
經常費用	232,993	184,571	48,422	
資金調達費用	161,613	135,581	26,032	
保険引受費用	3,176	582	2,594	
役務取引等費用	17,581	15,419	2,162	
その他業務費用	11,174	8,906	2,268	
営業経費	14,511	11,988	2,523	
その他經常費用	24,937	12,094	12,843	
特別損失	-	941	941	
純利益（又は純損失）	60,653	80,706	20,053	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,779	1,438	341	
総利益（又は総損失）	62,432	82,145	19,712	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

買取債権利息の減等
 責任準備金戻入額の増等
 保証料の減
 その他の經常収益の増等
 有形固定資産処分益の増等
 債券利息の減等
 責任準備金繰入額の減等
 金融機関手数料の減等
 金融派生商品費用の減等
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等
 有形固定資産処分損の増等

別表2 平成30年度収支計画

【住宅融資保険等事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	9,579	9,414	165	
経常収益	9,579	9,414	165	
資金運用収益	2,276	2,295	19	
保険引受収益	7,296	7,113	182	
役務取引等収益	-	-	-	
補助金等収益	-	-	-	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	7	5	2	
特別利益	-	-	-	
費用の部	5,206	2,395	2,811	
経常費用	5,206	2,395	2,811	
資金調達費用	-	-	-	
保険引受費用	3,705	1,318	2,387	
役務取引等費用	5	6	1	
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	1,480	937	543	
その他経常費用	16	134	118	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	4,373	7,019	2,646	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	106	43	63	
総利益（又は総損失）	4,479	7,062	2,583	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

その他の経常収益の減
 正味支払保険金の減等
 金融機関手数料の増等
 業務諸費の減等
 その他の経常費用の増等

別表2 平成30年度収支計画

【住宅資金融通等事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	366,510	375,150	8,640	
經常収益	366,510	375,150	8,640	
資金運用収益	272,927	272,270	657	
保険引受収益	83,198	88,282	5,084	
役務取引等収益	545	461	83	
補助金等収益	6,226	5,099	1,127	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	3,613	9,037	5,424	
特別利益	-	-	-	
費用の部	290,372	262,094	28,278	
經常費用	290,372	262,094	28,278	
資金調達費用	154,212	146,235	7,977	
保険引受費用	90,655	90,581	74	
役務取引等費用	8,824	8,849	25	
その他業務費用	2,329	1,794	534	
営業経費	20,148	14,629	5,519	
その他經常費用	14,204	5	14,199	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	76,138	113,056	36,918	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,659	2,101	5,559	
総利益（又は総損失）	83,797	115,157	31,359	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

その他の役務収益の減等
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 償却債権取立益の増等
 債券発行費償却の減
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 平成30年度収支計画

【財形住宅資金貸付業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	2,443	2,331	112	
經常収益	2,443	2,331	112	
資金運用収益	2,393	2,204	188	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	50	127	76	
特別利益	-	-	-	
費用の部	2,675	1,759	916	
經常費用	2,675	1,759	916	
資金調達費用	1,605	950	655	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	185	190	5	
その他業務費用	28	7	21	
営業経費	805	613	192	
その他經常費用	52	0	52	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	232	572	804	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	117	64	54	
総利益（又は総損失）	115	635	751	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

その他の役務収益の増
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 貸倒引当金戻入額の増等
 借入金利息の減等
 債券発行費償却の減
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 平成30年度収支計画

【住宅資金貸付等業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	147,196	158,778	11,582	
經常収益	147,196	158,778	11,582	
資金運用収益	24,384	22,784	1,600	
保険引受収益	113,441	128,379	14,939	
役務取引等収益	545	461	84	
補助金等収益	6,170	5,070	1,099	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	2,657	2,083	574	
特別利益	-	-	-	
費用の部	148,298	153,654	5,355	
經常費用	148,298	153,654	5,355	
資金調達費用	14,837	12,956	1,882	
保険引受費用	121,162	131,065	9,903	
役務取引等費用	1,979	1,685	295	
その他業務費用	521	613	92	
営業経費	8,622	6,870	1,752	
その他經常費用	1,177	465	711	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	1,103	5,124	6,226	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,542	2,037	5,505	
総利益（又は総損失）	6,439	7,161	721	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

団信配当金の増等
 その他の役務収益の減等
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 その他の經常収益の減等
 借入金利息の減等
 金融機関手数料の減等
 債券発行費償却の増等
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等

別表2 平成30年度収支計画

【既往債権管理業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	247,407	255,001	7,594	
經常収益	247,407	255,001	7,594	
資金運用収益	246,415	247,637	1,222	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	1	1	
補助金等収益	57	29	28	
その他業務収益	-	-	-	
その他經常収益	936	7,335	6,399	
特別利益	-	-	-	
費用の部	169,934	147,640	22,293	
經常費用	169,934	147,640	22,293	
資金調達費用	137,769	132,339	5,430	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	6,660	6,975	315	
その他業務費用	1,787	1,181	605	
営業経費	10,720	7,146	3,575	
その他經常費用	12,998	0	12,998	
特別損失	-	-	-	
純利益（又は純損失）	77,473	107,361	29,887	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益（又は総損失）	77,473	107,361	29,887	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

その他の役務収益の増
 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
 償却債権取立益の増等
 債券発行費償却の減
 業務諸費の減等
 貸倒引当金繰入額の減等

別表3 平成30年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	3,175,128	3,010,717	164,411	
買取債権の取得による支出	2,481,495	2,288,813	192,682	
貸付けによる支出	238,668	231,259	7,409	
人件費支出	10,763	10,635	128	
その他業務支出	118,626	121,844	3,218	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	60,594	60,594	
その他支出	325,575	297,572	28,004	
投資活動による支出	105,330	31,463	73,867	
財務活動による支出	3,003,061	2,918,541	84,520	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	49,000	49,500	500	
債券の償還による支出	1,511,781	1,431,007	80,774	
財政融資資金借入金の返済による支出	1,442,142	1,437,786	4,356	
リース債務の支払いによる支出	138	128	10	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	120	120	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	542,536	803,529	260,993	
資金収入				
業務活動による収入	2,958,800	2,906,520	52,280	
買取債権の回収による収入	1,218,146	1,158,337	59,809	
貸付金の回収による収入	1,132,720	1,154,377	21,657	
買取債権利息収入	218,383	192,179	26,204	
貸付金利息収入	268,812	269,370	558	
その他業務収入	75,032	84,735	9,703	
国庫補助金収入	25,132	25,132	-	
その他収入	20,575	22,390	1,814	
投資活動による収入	114,362	152,078	37,716	
財務活動による収入	3,110,912	2,865,618	245,294	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	147,800	123,600	24,200	
債券の発行による収入	2,895,012	2,705,918	189,094	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	68,100	36,100	32,000	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	641,981	840,034	198,053	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表3 平成30年度資金計画

【証券化支援事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	2,691,767	2,500,076	191,691	
買取債権の取得による支出	2,481,495	2,288,813	192,682	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	5,736	5,653	82	
その他業務支出	31,547	26,169	5,377	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	27,985	27,985	
その他支出	172,990	151,455	21,535	
投資活動による支出	14,126	26,086	11,960	
財務活動による支出	1,112,142	1,104,295	7,847	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	1,700	1,700	-	
債券の償還による支出	1,060,304	1,002,367	57,937	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	138	128	10	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	50,100	50,100	
他勘定長期借入金の返済による支出	50,000	50,000	-	
次年度への繰越金	2,712	86,500	83,788	
資金収入				
業務活動による収入	1,479,051	1,395,769	83,283	
買取債権の回収による収入	1,218,146	1,158,337	59,809	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	218,620	192,197	26,423	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	558	780	222	
国庫補助金収入	25,132	25,132	-	
その他収入	16,596	19,323	2,727	
投資活動による収入	58,833	89,388	30,555	
財務活動による収入	2,178,741	2,128,302	50,439	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	2,128,741	2,098,302	30,439	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	50,000	30,000	20,000	
前年度よりの繰越金	104,122	103,498	624	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

役務費用の減等

国庫補助金の精算による返還金の支出の増

債券利息の減等

有価証券(債券)の取得による支出の増等

他勘定短期借入金の返済による支出の増

買取債権利息の減

雑収入の増等

利息及び配当金収入の増

有価証券(債券)の償還による収入の増等

他勘定長期借入金の借入れによる収入の減

別表3 平成30年度資金計画

【住宅融資保険等事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	4,905	2,137	2,769	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	422	419	3	
その他業務支出	4,483	1,717	2,766	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	-	-	
投資活動による支出	3,473	913	2,560	
財務活動による支出	-	116	116	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	116	116	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	4,937	18,117	13,180	
資金収入				
業務活動による収入	5,625	7,577	1,952	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	3,396	5,258	1,863	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	2,229	2,319	90	
投資活動による収入	5,850	6,750	900	
財務活動による収入	1,688	1,688	-	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	1,688	1,688	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	153	5,267	5,114	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

保険金支出の減等
 有価証券（債券）の取得による支出の減等
 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
 保険料収入の増等
 有価証券（債券）の償還による収入の増

別表3 平成30年度資金計画

【住宅資金融通等事業】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	515,087	529,588	14,501	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	238,668	231,259	7,409	
人件費支出	4,605	4,562	43	
その他業務支出	114,957	111,226	3,731	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	32,609	32,609	
その他支出	156,856	149,931	6,925	
投資活動による支出	137,731	34,465	103,266	
財務活動による支出	1,942,607	1,915,918	26,689	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	47,300	47,800	500	
債券の償還による支出	451,477	428,640	22,837	
財政融資資金借入金の返済による支出	1,442,142	1,437,786	4,356	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	4	4	
政府出資金の他勘定への振替による支出	1,688	1,688	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	534,887	698,912	164,025	
資金収入				
業務活動による収入	1,510,755	1,524,258	13,503	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	1,132,720	1,154,377	21,657	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	268,812	269,370	558	
その他業務収入	103,203	95,948	7,255	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	6,020	4,563	1,457	
投資活動による収入	99,679	156,040	56,361	
財務活動による収入	982,171	767,316	214,855	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	147,800	123,600	24,200	
債券の発行による収入	766,271	607,616	158,655	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	68,100	36,100	32,000	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	537,706	731,269	193,563	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
 利息及び配当金収入の減
 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増等
 民間長期借入金の借入れによる収入の減
 債券発行額の減
 借入金の減

別表3 平成30年度資金計画

【財形住宅資金貸付業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	4,503	1,961	2,542	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	2,000	222	1,778	
人件費支出	317	317	0	
その他業務支出	642	515	126	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	0	0	
その他支出	1,544	906	638	
投資活動による支出	36,134	34	36,101	
財務活動による支出	101,700	102,200	500	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	47,300	47,800	500	
債券の償還による支出	54,400	54,400	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	9,004	4,643	4,361	
資金収入				
業務活動による収入	45,109	39,871	5,239	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	42,700	37,613	5,086	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	2,378	2,241	137	
その他業務収入	4	16	12	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	28	0	28	
投資活動による収入	0	-	0	
財務活動による収入	103,072	65,493	37,579	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	47,800	41,100	6,700	
債券の発行による収入	55,272	24,393	30,879	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	3,160	3,474	314	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

貸付金の減
 システム運用委託費の減等
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 借入金利息の減等
 有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の減等
 貸付回収金収入の減
 償却債権取立益の増等
 利息及び配当金収入の減
 金銭の信託の減少による収入の減
 借入金の減
 債券発行額の減

別表3 平成30年度資金計画

【住宅資金貸付等業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	385,302	418,509	33,207	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	236,668	231,037	5,631	
人件費支出	2,236	2,226	10	
その他業務支出	130,877	138,862	7,985	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	32,554	32,554	
その他支出	15,521	13,830	1,691	
投資活動による支出	98,502	33,681	64,821	
財務活動による支出	216,656	208,156	8,500	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	192,740	188,592	4,148	
財政融資資金借入金の返済による支出	23,916	19,560	4,356	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	4	4	
政府出資金の他勘定への振替による支出	-	-	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	48,845	128,083	79,238	
資金収入				
業務活動による収入	298,467	246,368	52,099	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	142,921	92,623	50,298	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	17,455	16,707	747	
その他業務収入	132,623	132,532	91	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	5,468	4,506	963	
投資活動による収入	99,622	120,940	21,318	
財務活動による収入	203,798	183,416	20,382	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	127,786	139,404	11,618	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	68,100	36,100	32,000	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	7,912	7,912	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	147,417	237,706	90,289	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 借入金利息の減等
 有価証券(債券)の取得による支出の減等
 借入金の償還の減
 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
 貸付回収金収入の減
 利息及び配当金収入の減
 有価証券(譲渡性預金)の償還による収入の増等
 借入金の減

別表3 平成30年度資金計画

【既往債権管理業務】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出	156,156	149,920	6,237	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	2,052	2,019	33	
その他業務支出	14,314	12,642	1,672	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	55	55	
その他支出	139,790	135,204	4,586	
投資活動による支出	3,095	15,750	12,655	
財務活動による支出	1,632,163	1,613,474	18,689	
民間短期借入金の純減額	-	-	-	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	204,337	185,648	18,689	
財政融資資金借入金の返済による支出	1,418,226	1,418,226	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
政府出資金の他勘定への振替による支出	9,600	9,600	-	
他勘定短期借入金の純減額	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
次年度への繰越金	477,038	566,187	89,148	
資金収入				
業務活動による収入	1,198,053	1,278,821	80,768	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	947,100	1,024,141	77,041	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	249,256	250,770	1,514	
その他業務収入	1,173	3,844	2,671	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	524	66	458	
投資活動による収入	57	50,100	50,043	
財務活動による収入	683,213	526,319	156,895	
民間短期借入金の純増額	-	-	-	
民間長期借入金の借入れによる収入	100,000	82,500	17,500	
債券の発行による収入	583,213	443,819	139,395	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
政府出資金の他勘定からの振替による収入	-	-	-	
他勘定短期借入金の純増額	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
前年度よりの繰越金	387,129	490,089	102,960	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

システム運用委託費の減等
 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
 有価証券(譲渡性預金)の取得による支出の増等
 償却債権取立益の増等
 利息及び配当金収入の減
 他勘定短期貸付金の回収による収入の増等
 借入金の減
 債券発行額の減